

令和 7 年第 1 回千葉市議会定例会会議録（第 5 号）

令和 7 年 2 月 25 日（火）午前 10 時 開 議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名人選任の件
日程第 2 市政に関する一般質問

○出席議員

1 番	石 川 美 香 君	2 番	吉 川 英 二 君
3 番	茂 呂 一 弘 君	4 番	岳 田 雄 亮 君
5 番	須 藤 博 文 君	6 番	岡 崎 純 子 君
7 番	黒 澤 和 泉 君	8 番	野 島 友 介 君
9 番	山 崎 真 彦 君	10 番	大 平 真 弘 君
11 番	渡 邊 惟 大 君	12 番	桜 井 秀 夫 君
13 番	青 山 雅 紀 君	14 番	伊 藤 隆 広 君
15 番	前 田 健 一 郎 君	16 番	石 川 弘 君
17 番	小 坂 さ と み 君	18 番	三 井 美 和 香 君
19 番	渡 辺 忍 君	20 番	安 喰 初 美 君
21 番	桵 澤 洋 平 君	22 番	守 屋 聡 君
23 番	蛭 田 浩 文 君	24 番	伊 藤 康 平 君
25 番	阿 部 智 君	26 番	松 坂 吉 則 君
27 番	植 草 毅 君	28 番	岩 井 雅 夫 君
29 番	亀 井 琢 磨 君	30 番	田 畑 直 子 君
31 番	川 合 隆 史 君	32 番	麻 生 紀 雄 君
33 番	段 木 和 彦 君	34 番	佐々木 友 樹 君
35 番	盛 田 真 弓 君	36 番	櫻 井 崇 君
37 番	森 山 和 博 君	38 番	酒 井 伸 二 君
39 番	小松崎 文 嘉 君	40 番	向 後 保 雄 君
41 番	宇留間 又 衛 門 君	42 番	中 島 賢 治 君
43 番	三 須 和 夫 君	44 番	石 井 茂 隆 君
45 番	米 持 克 彦 君	46 番	石 橋 毅 君
47 番	白 鳥 誠 君	48 番	三 瓶 輝 枝 君
49 番	中 村 公 江 君	50 番	野 本 信 正 君

○説明員

市 長	神 谷 俊 一 君	副 市 長	大 木 正 人 君
副 市 長	橋 本 直 明 君	総合政策局長	峯 村 政 道 君

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第1回定例会会議録第5号（2月25日）

総務局長	大野和広君	財政局長	山元隆司君
市民局長	那須一恵君	保健福祉局長	今泉雅子君
環境局長	宮本寿正君	経済農政局長	藤代真史君
都市局長	鹿子木靖君	建設局長	山口浩正君
水道局長	勝瀬光一郎君	市長公室長	西公厚君
総務部長	中尾嘉之君	教育長	鶴岡克彦君
教育次長	秋幡浩明君	代表監査委員	穴倉輝雄君

○議会事務局

事務局長	久我千晶君	次長	寺崎勝宣君
議事課長	安西雅樹君	議事課長補佐	木下哲央君
議事班主査	石黒薫子君		

○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名人選任の件

日程第2 市政に関する一般質問

- | | | |
|----------------------|---|--------|
| 1 加曽利貝塚について | } | 前田健一郎君 |
| 2 森林伐採について | | |
| 3 学校の吹奏楽について | | |
| 4 若葉区の諸問題について | | |
| (1) 北貝塚交差点の歩行者信号について | | |

- | | | |
|----------------|---|-------|
| 1 PFASについて | } | 野島友介君 |
| 2 介護について | | |
| (1) 介護保険料について | | |
| (2) 訪問介護報酬について | | |
| (3) 介護人材不足について | | |

- | | | |
|---------------------------------------|---|-------|
| 1 特別自治市について | } | 渡邊惟大君 |
| 2 障害者の社会参加について | | |
| 3 バリアフリー化の状況について | | |
| (1) 地区別バリアフリー基本構想の進捗状況について | | |
| (2) 中央コミュニティセンター再整備におけるユニバーサルデザインについて | | |
| 4 幕張ビーチ花火フェスタについて | | |
| 5 千葉市の魅力向上について | | |
| (1) ライドシェアについて | | |
| (2) 公園での官民連携の取組について | | |
| (3) ユニバーサルツーリズムについて | | |

- 1 千葉国際芸術祭について
- 2 聴覚障害について
- 3 高齢者の一人歩きについて
- 4 新湾岸道路について

黒 澤 和 泉 君

- 1 循環経済構築に向けたプラスチックごみ再資源化について
- 2 障がい者施設等処遇改善について
- 3 ハラスメント対策について
- 4 美浜区の諸問題について
(1) 高洲第一ショッピングセンターについて

伊 藤 康 平 君

午 前 10 時 0 分 開 議

○議長（石川 弘君） これより会議を開きます。

出席議員は46名、会議は成立いたしました。

日程第1 会議録署名人選任の件

○議長（石川 弘君） 日程第1、会議録署名人選任の件を議題といたします。

私より指名いたします。20番・安喰初美議員、21番・柊澤洋平議員の両議員にお願いいたします。

日程第2 市政に関する一般質問

○議長（石川 弘君） 日程第2、市政に関する一般質問を行います。

通告順に従いお願いいたします。15番・前田健一郎議員。

〔15番・前田健一郎君 登壇、拍手〕

○15番（前田健一郎君） 皆さんおはようございます。

自由民主党千葉市議会議員団の前田健一郎です。

阪神・淡路大震災から本年1月で30年を迎えたことが、報道でも大きく取り上げられていました。犠牲になられた方々に、改めて哀悼の意を捧げます。

現在、全国的に減少している消防団員ですが、1人でも多くの同志の入団に尽力し、いつ来るかわからない災害に備え、私も1消防団員として地域防災強化に取り組んでいけるよう、地域のつながりを大切に、安全・安心に暮らせるまちを目指して日々精進してまいります。

それでは、通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

初めに、加曽利貝塚についてお伺いいたします。

報道によると、近年の物価高騰の影響を受け、全国各地で病院建設や都市再開発にめどが立たず、憂慮すべき状況にあります。

本市が誇る加曽利貝塚の新博物館整備についても例外ではなく、令和5年に入札を中止したのち、当局の動向を注視しておりました。令和7年度には再公告するための予算案が上程されており、一安心しているところです。次の入札は必ず成功させてほしいと強く強く願っています。

しかし、加曽利貝塚に毎日来られる地域の皆様からは、事業の先行きについて不安視する声を聞くときがあります。加曽利貝塚とその周辺を総合的に整備する構想を示した、グランドデザインでは、新博物館の開館が令和6年度とされたこと、グランドデザインの後に策定された、新博物館基本計画では、開館が令和9年とされていたことを振り返ると、不安に思う方の気持ちは理解できます。

また、新博物館と史跡を結ぶ周遊路については、以前このことをテーマとした市主催のワークショップを見学した際、当局が坂月川に20メートルの橋を架け、兩岸には周遊路を新設する案を示したのに対し、参加者からは、景観と調和した整備をしてほしいとの要望や、団体見学者が来た場合に通路で渋滞が発生するのではとの懸念する声が出ていました。

新博物館と合わせて先送りとなっていた周遊路整備も、今後再開すると伺っておりますが、坂月川の兩岸は民有地であることから、事業推進には地権者の協力が不可欠であります。

これまでの検討で、想定ルートはどのようなになっているのか、また、周遊路の開通は、新博物館の開館に間に合うのか気になります。

さらに、来訪者の満足度を高めるためには、史跡の整備も連携して進める必要があります。これまで休憩施設かそりえをはじめ、来訪者の利便性向上を目的とした整備が進んできましたが、今後は新博物館から史跡へ足を運びたいくなるような加曽利貝塚の特色を生かした整備が求められるものと考えます。

その一つとして、縄文の風景を想起させる整備が計画されていますが、復元集落エリアをはじめとした縄文景観の復元が、今後どのように進んでいくのか気になるところです。

また、毎日の散策を楽しむ人々から、史跡内の景色を眺めながらゆっくり休む場所がないとの声を聞きます。以前から要望していますが、史跡内のベンチ設置について早期の対応が必要と考えます。

そこで、4点お伺いします。

- 1点目に、新博物館の整備スケジュールについて。
- 2点目に、新博物館と史跡を結ぶ周遊路の整備ルートとスケジュールについて。
- 3点目に、史跡内の縄文景観の復元について。
- 4点目に、史跡内のベンチ設置の進捗について、お聞かせください。

次に、森林伐採についてお伺いいたします。

森林は、二酸化炭素の吸収、水源の涵養、土砂災害の防止、生物多様性の保全、風景や安らぎを与えるなど多様な公益的機能を持っており、地域住民の癒しの場にもなっています。

しかし、若葉区内においては、交通アクセスの良い東京情報大学から国道126号の宮田交差点までの道路沿いの森林等が伐採されたのちに、駐車場や資材置き場等として利用されているケースが見られます。

これらの場所では、樹木の伐採に伴い、森林の持つ公益的機能が失われるだけでなく、駐車場や資材置き場等の周辺には、目隠しをするように金属の壁が張り巡らされ、景観が損なわれている上に、内部で誰が何をやっているのかがわからないなど、地域住民の方々は日々不安を感じながら、生活しているような状況です。

これら、駐車場や資材置き場等の開発行為を伴う森林の伐採については、開発の規模に応じて市への届け出や県知事による林地開発の許可等が必要とされています。規模の大きなものについては、排水施設の設置義務も含まれております。

しかし、地域住民の方に伺ったところ、意図的なものなのか、それとも間違った認識によるものなのかはわかりませんが、小規模な森林伐採による、幾つかの開発が一体となり、スクラップヤードとして利用されていたケースもあったとのことでした。また、隣地の田畑に汚水が流入して、農作物への被害等の相談を受けたことも多々ありました。

今後も開発を伴う森林伐採、特に伐採届とは異なる用途での使用や、伐採届のみで一体的に利用しているなど不適切な開発が続くと、森林が減少し、公益的機能が失われる上、地域住民は安心して暮らすことができなくなってしまう。

不適切な開発等が認められた場合は、市として、業者に対してしっかりと是正を求めていくべきではないかと考えます。

そこで、3点お伺いします。

1点目に、森林を開発する際の手続の方法と、伐採後の確認について。

2点目に、令和5年度及び6年度の民間による開発を伴う伐採届の件数、伐採された面積の合計並びに最も大きな規模の伐採がされた面積について。

3点目に、伐採届とは異なる用途での使用や、伐採届のみで一体的に利用しているなど不適切な開発が認められた場合の対応について、お聞かせください。

次に、学校の吹奏楽についてお伺いいたします。

本市の市立中学校においては、吹奏楽に力を入れて取り組んでいる学校が多くあり、中には今年度のコンクールでも優秀な成績を収めるなど、目覚ましい活躍が見られた学校もありました。子どもたちの今後のさらなる活躍がとても楽しみです。

市内の子どもたちが、目標に向かって努力を重ね、友情を深め、切磋琢磨して大会に出場することは大きな価値があり、本人はもとより、保護者の皆様、学校関係者にとっても大変喜ばしいことと思います。

一方で、吹奏楽で使用する楽器の購入や維持管理には相当な費用がかかります。

先日、市内中学校の吹奏楽関係者から、楽器の老朽化が進むなど、活動に支障が生じている場合が多いとのことをお話を聞きました。楽器のメンテナンスはもとより、状態によっては買い替えの費用が必要でありながら、十分に対応できないとのことでした。

ここで、松戸市の取組を紹介します。近年、松戸市立小中学校吹奏楽部・管弦楽部の活躍はめざましく、子どもたちの活躍は、松戸市の大きな魅力の一つになっているとのことです。平成28年度から松戸市教育委員会では、市民、事業者、行政等により、使用していない遊休楽器を活用し市立小中学校の吹奏楽部・管弦楽部の活躍を応援する活動、名付けてまつど吹奏楽応援団を始めています。

具体的には、家庭や企業団体等に眠っている、これまで大切に使用していた遊休楽器に焦点を絞って寄附を募り、寄附していただいた楽器を市内楽器店の協力によるメンテナンスを経て再び目覚めさせ、各学校へ配備するものです。

これまでに学校に配備された実績としては、8年間で350台に上っており、地域の応援の輪が、音楽のまち松戸を支えているとのことです。

そこで、本市市立中学校の吹奏楽部において使用する楽器について2点お伺いします。

1点目として、吹奏楽部で使用する楽器の確保の方法について。

2点目として、まつど吹奏楽応援団のような寄附受入れの見解について、お聞かせください。

最後に、若葉区の諸問題についてお伺いいたします。

令和7年第1回定例会会議録第5号（2月25日）

北貝塚交差点の歩行者信号についてです。

私は、北貝塚小学校の学校セーフティウォッチャー活動を行っております。

通学路には北貝塚交差点が含まれておりますが、変則5差路の交差点であり、車の通行量が多く、特に注意して見守りを行うことが必要な箇所となっています。

この交差点には、横断歩道と信号機が設置されていますが、このうち1か所の歩行者用信号機が老朽化し、冬の登校時の時間帯は日光の影響で点灯している色が、非常に見えづらくなっており、児童や通行する人が横断する際に危険な状況を何回か目撃しております。今モニターにあるように非常に赤と青が見づらくなっております。

そこで、お伺いいたします。

児童や周辺住民が安全に通行できるよう、老朽化した当該信号機の更新が求められますが、更新に向けた対応についてお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。（拍手）

○議長（石川 弘君） 答弁願います。教育次長。

○教育次長（秋幡浩明君） 初めに、加曽利貝塚についてお答えします。

まず、新博物館の整備スケジュールについてですが、来年度中に整備運営事業に係る再公告を行い、事業契約を締結する予定としており、令和8年度から旧小倉浄化センターの解体及び新博物館の基本・実施設計、10年度から新博物館の工事及び常設展示室の制作、その後、駐車場などの外構整備を進め、開館は12年度中になるものと見込んでおります。

また、施設整備と並行して、イベント企画等の開館準備についても、計画的に進めてまいります。

次に、新博物館と史跡を結ぶ周遊路の整備ルートとスケジュールについてですが、整備ルートについては、平成30年度に策定したグランドデザインでは、新博物館の敷地と北貝塚の外周路にまたがる大型の、つり橋を構想しておりました。

しかし、令和4年度に実施した国との協議において、史跡内に構造物を設置することは、文化財保護法の規定により認められないとの見解を受けたことなどから、史跡に影響のない小規模な橋を設置することとしました。

その後の検討において、坂月川周辺の地形、施工の難易度、コスト等の総合的に勘案した結果、新博物館の西側から、長さ40メートルの木道と、その延長線上にある長さ20メートルの橋梁を経由し、桜木園正面から坂月川に沿った長さ70メートルの歩道を通して史跡に至るルートを、整備することとしております。

その上で、ワークショップでの市民意見を踏まえ、景観との調和を損なうことのないよう、柵の配色などを工夫するほか、混乱回避を目的に歩道の幅員を十分確保するなど、対応を図ることとしております。

スケジュールについては、これまでに地権者の意向確認を済ませており、来年度は測量及び不動産鑑定を行う予定です。以降、用地の確保や周遊路の設計などを進め、12年度には周遊路の供用が開始できるよう、着実に取り組んでまいります。

次に史跡内の縄文景観の復元についてですが、復元集落エリアは、加曽利貝塚を訪れた皆様が最も縄文時代の景観を感じることができればと考えております。

現在、2棟の復元住居を活用し、当時の暮らしの紹介や、縄文体験イベントなどを実施しております。

来年度は、中断していた復元住居1棟の再建を行うことを予定しており、さらなる縄文景観の復元を目指してまいります。

次に、ベンチ設置についてですが、新博物館と史跡を結ぶ周遊路の供用開始を令和12年度に見込んでおり、それに合わせた史跡内の園路整備の中で、ベンチの適切な数や配置を検討してまいります。

次に、学校の吹奏楽についてお答えします。

まず、市立中学校の吹奏楽部で使用する楽器の確保についてですが、現在、各学校で使っている楽器は、個人で購入しているケースのほか、従来から学校の備品として管理しているものや、統合校から移管を行ったものなどがあり、必要に応じて、学校間の連携による楽器の貸し借りを行っております。

また、毎年、教育みらい夢基金を活用して楽器を購入しております。購入した楽器は、音楽教育の振興を図る拠点として市立小中学校4校に設置している、音楽教育センターに配備し、各学校への貸し出しを行っております。

最後に、まつど吹奏楽応援団のような寄附受入れの見解についてですが、中古楽器の寄附受入れについては、新規購入に比べ費用面での優位性があることや、再利用の観点から環境に優しい取組であるものと認識しております。

楽器確保の方策については、市民や事業者の御理解、御協力を得ながら進めていくことが必要であると考えており、今後、他市の取組事例等を幅広く調査研究してまいります。

以上でございます。

○議長（石川 弘君） 経済農政局長。

○経済農政局長（藤代真史君） 森林伐採についてお答えいたします。

まず森林を開発する際の手続の方法と伐採後の確認についてでございますが、開発を伴います森林伐採につきましては、手続の内容が伐採する森林の面積により異なり、3,000平方メートル未満の場合には、本市への伐採届の提出、3,000平方メートル以上1万平方メートル以下の場合には、本市への伐採届の提出に加えまして、県への小規模林地開発の届け出、1万平方メートルを超える場合には、県知事による林地開発の許可がそれぞれ必要となります。

ただし、太陽光発電施設を設置する際には、5,000平方メートルを超える場合に、林地開発の許可が必要となります。

また、伐採後の確認についてでございますが、3,000平方メートル未満の伐採につきましては、事業者から提出される、伐採に係る森林の状況報告書や現地での確認を行っており、3,000平方メートル以上の、小規模林地開発及び林地開発の許可に関しましては、県により、必要な書類の提出や現地での確認が行われております。

次に、昨年度及び今年度の民間による開発を伴います伐採届の件数、伐採面積の合計並びに最も大きな伐採面積についてでございますが、昨年度は開発を伴う伐採届の件数が24件、伐採面積の合計が4万2,600平方メートル。このうち最も大きな伐採面積は4,300平方メートルになります。

今年度は、今月15日現在、開発を伴う伐採届の件数は24件、伐採面積の合計が6万9,700平方メートル、このうち最も大きな伐採面積は1万平方メートルとなっております。

最後に、不適切な開発が認められた場合の対応についてでございますが、伐採後、伐採届に記載されました用途と異なる使用や、隣接する事業者同士で一体的に使用されている状況など

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第1回定例会会議録第5号（2月25日）

が確認された場合には、状況に応じた関係部局及び千葉県と連携いたしまして、必要な是正に向けた現地指導を行っております。

今後も地域住民の皆様が安心して暮らせるよう、森林の伐採にあたりましては、届出者との面談により、伐採方法や開発の有無、開発内容などの確認を徹底いたしますとともに、森林法や県条例に基づきます手続や関連法令等の遵守につきまして、適切に指導いたしてまいります。

以上でございます。

○議長（石川 弘君） 市民局長。

○市民局長（那須一恵君） 北貝塚交差点の歩行者信号についてお答えします。

老朽化した歩行者用信号機の更新についてですが、信号機の設置管理につきましては、千葉県警察の所掌事務となっておりますことから、所轄の警察署に、当該箇所における歩行者用信号機の更新につきまして、要望をしております。

以上でございます。

○議長（石川 弘君） 前田健一郎議員。

○15番（前田健一郎君） 御答弁ありがとうございます。

2回目は、意見と要望を申し上げます。

初めに、加曽利貝塚についてです。

新博物館と史跡を結ぶ周遊路については、当局がワークショップで示した原案を基本とし、市民意見も取り入れて、さらなる検討を加えていくとのことでした。

しかし、同じワークショップ内では、ランドデザインで描いていたような大型のつり橋を希望する声が、少数ではありますが挙がっておりました。主な理由としては、当局の示した案だと、お年寄りや小さな子どもたちにとって移動距離が長く、高低差もあることを懸念したためであったと記憶しております。私が地域の皆様と接する中でも、大きな橋を設置してほしいとの声を聞くことがあります。

現在の整備ルートは、様々な要素を総合的に勘案したものとして理解していますが、当局にそれでも大きな橋の要望があるため、当局には市民の不安を解消できるよう丁寧な説明をしていただきたく、要望いたします。

また、周辺環境整備としては、モノレール小倉台駅から新博物館までのルートも大切です。公共交通機関を利用して新博物館を訪れる人たちが、わくわく感を高めるための仕掛けづくりが不可欠として考えますので、今後の取組に期待しております。

史跡内については、新博物館と史跡を結ぶ周遊路の整備に併せ、園路の見直し等を進めていくことが分かりました。

私も地元ですので、加曽利貝塚によく足を運びますが、休憩施設かそりが令和5年4月にオープンし、休憩する場所ができて良かった、また、トイレについて、多くの女性の方から新しく使いやすくなったとの声を耳にします。

その一方で、過去にも質問しましたとおり、毎日の散策を楽しみにしている地域の皆様から、復元集落エリアをはじめとした園路沿いに、ベンチを設置してほしいという声を頻繁にお聞きします。

答弁では、園路整備に併せてベンチの設置も進めるとのことでしたが、設置を求める声は、日頃から史跡を訪れる地域の皆様のものです。このような方々が遠方からの来訪者を、気持ち良く迎えてくれることが大切で、居心地の良い場所づくりが、多くのリピーターを確保につな

がるものと考えます。

ベンチについては、特に南貝塚の復元集落エリア付近で設置を求める声を多く聞きます。これは、新博物館の開館を待たずに対応できるものですので、開館に向けた地元の機運醸成のためにも、早期に対応していただきますよう、要望いたします。

地域の皆様や公園利用者をはじめとした市民の声を反映しながら、一步一步着実に新博物館と史跡の整備を進めていただくことで、加曽利貝塚が本市を代表する観光資源にもなり、また国の特別史跡としてふさわしい、おもてなしができる施設となることを、期待しております。

次に、森林伐採についてです。

毎年、東京ドーム1個分から、多い年だと3個分もの森林が伐採され、気づいた時には地域から森林がなくなっているなどという状況は好ましいものではありません。

今後も地域住民が安心して暮らせるよう、開発を伴う森林伐採を行う事業者に対しては、森林法や県条例を遵守させ、市への伐採届の提出、県への小規模林地開発の届け出や開発許可の申請等、必要な手続等について丁寧に相談に応じ、適切な指導を行っていただくとともに、伐採後の使用状況等を確認する中で、不適切な利用が認められた場合は、庁内や県と連携し、改善に向けて粘り強い指導を、継続していただくよう要望いたします。

伐採完了後の点検はもちろんのこと、関係各所で連携して1年後、3年後など長期間にわたる見守りをしていただけると地域住民も安全・安心に生活できると思うので、よろしくお願いいたします。

次に、学校の吹奏楽についてです。

一例として、松戸市の取組を紹介させていただきました。自分が使っていた楽器など子どもたちに活用してもらいたいと考える方もいらっしゃるでしょうし、そのような思いを生かす仕組みができることが必要だと考えます。

また、寄附を受入れる仕組みを整備することで、保護者にとっては経済的な負担が軽減され、大変ありがたいことであり、子どもたちが心おきなく音楽活動ができ、目標としている大会等の出場に向けて一致団結、集中して取り組めるようになると思います。

今後も、本市の子どもたちが力を発揮して大いに活躍することができるよう、また、将来議場コンサートに参加してもらえる演奏者を輩出できるよう、他市の事例等を研究しながら、5年後、10年後に、松戸市に劣らない、音楽のまち・千葉市と言われるように、ぜひ前向きに検討されることを要望いたします。

最後に、北貝塚交差点の歩行者信号機の更新についてです。

事故が起こってからでは遅いです。

更新に向け、速やかに警察への要望を行っていただくようお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わりにします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（石川 弘君） 前田健一郎議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。8番・野島友介議員。

〔8番・野島友介君 登壇、拍手〕

○8番（野島友介君） 日本共産党千葉市議会議員団の野島友介です。本日もたくさんの傍聴の方ありがとうございます。通告に従いまして一般質問を行います。

まず、PFASについてです。

PFASについては、昨年、第1回定例会におきまして一般質問にて取り上げました。PF

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第1回定例会会議録第5号（2月25日）

ＡＳは人工的に作られた化学物質で数千から１万種類以上あります。環境中で分解されにくい特徴から、永遠の化学物質と呼ばれます。フライパンなどのフッ素樹脂加工や半導体製造、泡消火剤など多様な用途で使われてきました。代表的なＰＦＯＳ、ＰＦＯＡについては、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約で製造や使用などが制限されております。しかし、既に米軍基地や工場周辺などでは深刻な汚染が広がっており、世界的に規制の流れが強まっております。

昨年６月には、食品についても国の食品安全委員会が健康影響に関する評価書を公表いたしました。ヒトが一生涯にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定されるとする耐容一日摂取量の指標値を、ＰＦＯＳとＰＦＯＡについてそれぞれ体重１キロ当たり２０ナノグラムと設定されました。これはアメリカやヨーロッパと比べると非常に緩い値で、米欧の数十から数百倍の摂取を問題ないとするものでございます。これで、本当に国民の命が守れるのか健康が守れるのか、疑問が残る内容となりました。

そんな中、政府は、全国の水道業者に水質調査を行い昨年９月末までの報告を求めておりました。結果を速やかに公表し、汚染が確認された地域では住民の血液調査などを行って実態を把握する必要があります。

そこで伺います。

前年度、河川４地点と飲用井戸３地点において調査を実施し、全ての地点で暫定目標値以下となっておりましたが、その後の調査結果はどうなっているのかお聞かせください。

２つに、昨年の答弁でＰＦＯＳ、ＰＦＯＡを要監視項目に追加し、暫定目標値５０ナノグラム・パー・リットルを定め、汚染実態の把握に努めると答弁がありました。この暫定目標値の取り扱いについて、最新の科学的知見に基づき検討中であるとのことでした。その後の検討状況をお聞かせください。

さらに、市民への水道水に係るＰＦＡＳの周知について、検査結果や水道水の安全性について、よりわかりやすくお知らせできるように検討していくとも答弁がありましたが、その後の検討状況はどうかお聞かせください。

４つに、市民から、これまでどのくらいの相談件数があったのか。また、相談の主な内容はこういったものかお示しください。

５つに、井戸水に関してＰＦＡＳによる健康影響についての市民の不安、心配について、市はどのように捉えているのか。そして、これまでどのような対策を講じてきたのかお示しください。

６つに、河川におけるＰＦＡＳの監視、これは必要だと思われませんが、汚染源を断つことも並行して行わないと汚染が広がることが予想されます。千葉県内では金山落の名内橋、高田川の白石取水場、平蔵川の雷橋などの河川で暫定目標値を上回っているということですが本市への影響はどうか、お示しください。

また、千葉市の水道局の未普及地域これをお示しください。

環境保健研究所における千葉市の水域における有機フッ素化合物調査（第１４報）によりますと例年、動物公園近くの六方都市下水路や葭川でＰＦＯＳ、ＰＦＯＡの合算値が高濃度を示しています。この措置を千葉市はどう見ておりますか。

この間のテレビ報道で半導体やエアコンなどを製造している、いわゆる工業地帯と言われる地域でのＰＦＡＳの値の高さが指摘されているところです。千葉市では、工場等からのＰＦＡ

Sの排出状況これを把握されているのでしょうか、お聞かせください。

今後、健康被害を早期発見していくためには早期の検査が必要になってくると思われますけれども、市内にPFASの血中濃度の検査、これが可能な医療機関や民間事業者はあるのでしょうか、こちらもお示してください。

次に、介護についてです。

まず、介護保険料についてです。介護保険事業計画は3年ごとに改定されまして、本市においても、2024年度から2026年度までの第9期千葉市介護保険事業計画が策定されております。この中では、保険料についても定められております。昨今、保険料が高すぎるという声が多くの高齢者から上がっております。保険料は所得に応じて13段階に設定されております。

そこで伺いますが、この基準額となる第5段階の保険料、これは前期のときと比べ幾ら上がっているのか、あわせて前期と比べて保険料が下がっている段階があるのかお示してください。

介護保険料の改定について、また市民からどのような意見が出ているのかこちらも伺います。

また、一般会計から補填して引き下げることはできないのか、お考えをお示してください。

加えて、一般会計から補填として繰り入れを行っている他の自治体があるのか、こちらもお示してください。

次に、必要な介護サービスが保障されているのかという問題についてです。

今年度、社会問題になっております訪問介護事業について質問してまいります。昨年の第3回定例会におきましても取り上げてまいりましたが、朝日新聞の報道によりますと、昨年4月から6月の介護事業所の倒産件数が前年同期の1.5倍に達し、そのうち訪問介護が約半数を占め、人材不足や物価高騰に加え、昨年春の訪問介護事業所への基本報酬引き下げが影響した可能性も指摘されていると報じております。本市の訪問介護も、この影響で経営が大きく圧迫されていることがだんだんと明らかになっております。

そこで伺います。

訪問介護の報酬が改定前と後でどれだけ下がったのか、お示してください。

訪問介護事業所の大きな悩みは、報酬引き下げだけではありません。人材不足の問題も大変深刻です。元々介護人材については、重労働に比して処遇が悪すぎるにより慢性的な不足に陥り、社会問題化してきました。とりわけ訪問介護が本当に深刻です。ここに報酬改定引き下げが襲いかかり、さらなる人材不足が起きている状況です。

訪問介護の第9期計画のニーズの見込みと必要な訪問介護職員数、こちらをお示してください。

専門職であり重労働であるにもかかわらずその処遇があまりにも低いことが、この訪問介護職員の不足につながっているのではないかと思います。

そこで伺います。

施設の介護職員に比べ、地域の高齢者の自宅へ訪問する訪問介護は1対1の対応であり、閉鎖された空間でハラスメントなどのリスクも高くなります。訪問介護には特段の専門性が求められ、困難性が多いため人材不足になるのではないかと思います。本市の見解を伺います。

また、今期の訪問介護における人材確保の目標値、こちらもお示してください。

以上で、1回目の質問は終わります。御答弁よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（石川 弘君） 答弁願います。環境局長。

○環境局長（宮本寿正君） PFASについてのうち、所管についてお答えをいたします。

まず、その後の調査結果についてですが、PFASに対する社会的関心が高まっていること

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第1回定例会会議録第5号（2月25日）

から、これまでの河川4地点と井戸3地点に加え、河川6地点と井戸12地点で調査を実施し、全ての地点で暫定目標値を下回っております。

次に、暫定目標値の検討状況についてですが、環境省の諮問機関である中央環境審議会の小委員会が今月6日に開催され、河川や海域の要監視項目としての暫定目標値を指針値とし、50ナノグラム・パー・リットルは変更なしとする方針を了承したと聞いております。

次に、市民からの相談件数及び主な内容についてですが、今年度、本市には約20件の相談があり、主に井戸水や水道水は大丈夫なのかとの問い合わせが寄せられております。

次に、PFASによる市民の不安への対策についてですが、法令に基づき調査し、全ての地点で暫定目標値を下回っており、市ホームページで情報提供をしております。

また、今年度から、井戸水にPFAS汚染があった場合に利用できるよう、上水道布設及び浄水器設置の補助制度にPFASを対象とする制度改正をいたしました。

次に、他自治体の河川におけるPFASの本市への影響についてですが、他自治体の河川で高濃度が検出された地点から遠距離であることから、本市への影響はないものと考えております。

次に、環境保健研究所の調査結果への見解についてですが、法令に基づき、今年度調査した速報値では、六方調整池下流となる葭川の2地点を含めた全地点で暫定目標値を下回っており、今後も河川における調査を実施し、状況を把握してまいります。

最後に、工場等からのPFASの排出状況を把握しているのかについてですが、PFASのうちPFOS及びPFOAは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、事業者は国に排出量及び移動量を届け出ることとなっており、直近の令和4年度の集計結果において、本市に係る届出はございません。

以上でございます。

○議長（石川 弘君） 水道局長。

○水道局長（勝瀬光一郎君） PFASについてのうち、所管についてお答えします。まず市民への水道水に係るPFASの周知についてですが、県営水道、市営水道とも、かねてより他の検査項目とあわせPFOS、PFOAの検査結果をホームページで公表してきたところです。

本市では昨年3月より、市民の皆様の御理解をより深めていただくため、検査結果が国の暫定目標値を大きく下回っていることを検査結果に添えて明記したほか、PFOS、PFOAに関するQ&Aをあわせて掲載し、周知に努めてきたところです。

最後に、市営水道の未普及地域についてですが、小間子町、富田町、中野町、和泉町、古泉町及び佐和町の6町となっております。

以上でございます。

○議長（石川 弘君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（今泉雅子君） 初めに、PFASについてのうち、所管についてお答えします。

血中濃度の検査が可能な医療機関や民間事業者についてですが、検査を行っている医療機関や市内の医療機関からの検体を受け付ける民間事業者はあると伺っておりますが、正確な数は把握しておりません。

次に、介護保険料についてお答えします。

まず、介護保険料の改定状況についてですが、基準額となる第5段階の保険料は、月額で前

期より900円の引き上げで、全ての段階で増額改定をしております。

なお、第1段階から第3段階の低所得の方につきましては、改定幅が緩やかになるよう配慮をしております。

次に、介護保険料の改定に対する市民からの意見についてですが、昨年と収入がほぼ変わらないのに、なぜ保険料が高くなったのか理由を教えてほしい、保険料の算定方法を説明してほしいなどの御意見をいただいております。

介護サービスの需要が増大していることなど、改定理由や算定方法を丁寧に説明し、御理解いただけるよう努めております。

次に、一般会計からの補填による保険料の引き下げについてですが、介護保険事業の運営を賄うための財源については、市町村の一般会計からの負担は、介護保険法などにより、その割合が定められており、市町村が独自に補填することは制度上想定されておられません。

次に、一般会計から補填して繰入れを行っている自治体についてですが、法令により市町村の負担割合が定められていることから繰入れを行っている市町村はないものと認識しております。

次に、訪問介護報酬についてお答えします。

訪問介護の報酬の引き下げについてですが、今年度の介護報酬改定により、基本報酬が引き下げられており、主なものでは、身体介護を30分以上1時間未満で提供する場合、4,375円から4,276円と、99円の引き下げとなっております。

また、生活援助を45分以上提供する場合、2,486円から2,431円と、55円の引き下げとなっております。

次に、介護人材不足についてお答えします。

まず、第9期介護保険事業計画における訪問介護を利用すると見込まれる人数についてですが、今年度は8,673人、来年度は8,959人、令和8年度は9,220人と、毎年300人ずつ増加していくものと見込んでおります。

このニーズに対して、具体的に必要な職員数までは積算しておりません。

次に、訪問介護員の人材不足の要因についてですが、令和3年に国が行った調査によれば、訪問介護事業所への就業希望者が少ない理由として、1人で利用者宅に訪問してケアを提供することへの不安が一番多く、次に、実質的な拘束時間が長いわりに効率的に収入が得られないことが多くなっております。

施設入所や通所サービスなどと異なり、1人で訪問してサービスを提供することの負担や、一定以上の資格を求められることが、就業が少ない理由であると考えております。

最後に、訪問介護における人材確保の目標値についてですが、利用者の身体状況や住環境などに応じた多様なサービス提供が必要であり、職員1人当たりの訪問回数など、サービス提供量が一律ではないことから、訪問介護職員の人数の目標値は設定しておりません。

訪問介護事業所の休止や閉鎖が増えていることを踏まえ、必要なサービス量を確保できるよう、介護人材の確保、定着に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（石川 弘君） 野島友介議員。

○8番（野島友介君） はい。2回目も質問を行います。

まずPFASについてですが、川崎市は昨年1月に実施した市内5か所の井戸水の検査で、

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第1回定例会会議録第5号（2月25日）

P F A S の濃度が暫定指針値を1リットル当たり50ナノグラムを超える地点が2か所あったと発表しており、最も高い地点では3倍を超える160ナノグラム、2地点目でも2倍近い91ナノグラムだったと発表しております。5地点の水はいずれも飲用には使われておらず、川崎市は、健康被害が今すぐ出るとは考えていないが、市民の健康に配慮して今後も年1回検査を続けるとして、今年度は新たに13地点の調査を行ったとのこと。答弁では千葉市でも新たに井戸12地点で調査を実施したとのこと、どの地点でも暫定目標値を下回っているとのことでした。現在、この問題になっているのがこの井戸水についてです。井戸水は、飲まなくても洗い物、入浴や散水するときなどの生活用水として今後も使用され、土地や地下水に残り続けることが考えられます。土壌の検査や地下水脈の検査については、本市だけでは解決することはとても困難な問題だということは認識しております。

そこで伺いますが、市内の飲用のもの、飲用でないものの井戸の総数これがどれぐらいか。また、市内の土壌汚染も含めた汚染状況の把握のためにも民間の井戸も含めた市内の井戸の水質検査これを大々的に実施すべきと考えますがどうでしょうか。

工場地帯については、熊本では台湾の世界的大手半導体メーカーT S M C の日本子会社J A S M が使用するP F A S について先日、公表がされました。このJ A S M が使用するP F A S については3種類であると回答がありまして、そのうちのP F B S が甲状腺、発達、腎臓への影響との関連が特定されたことを米国環境保護庁が発表しております。経口での一定量のばく露で、健康に影響が出る可能性が高いということです。

そこで伺います。

P F A S を製造、輸入、利用していた企業の実態について、過去に遡って市として調べる必要があるでしょうか。

そして、千葉市水道局の未普及地域が中野町や富田町など6地域あるということでございました。6つの地域のうち、2つの地域では地下水の調査が行われているようですが、残りの4つの地域でも早急な調査を行うべきです。見解を伺います。

昨年9月に、母親のP F A S ばく露と子どもの染色体異常：子どもの健康と環境に関する全国調査、いわゆるエコチル調査で、これに関する研究論文が発表されまして、妊娠中の母親の血中P F A S 濃度と子どもの染色体異常の関連の有無について公表されました。その結果、母親の血中P F A S 濃度が高いと子どもの染色体異常の発生が多い傾向が見られました。しかし、今回得られた結果をもって、すぐにP F A S と染色体異常の関連性を結論づけることはできないとのこと。理由としましては、症例がまだまだ少ないことと、染色体異常のほとんどが妊娠12週までに流産となり、12週以前に流産した妊婦の情報が得られていないためとのこと。しかし、今回の調査対象は、P F A S 汚染地域ではない一般の集団でした。比較的低いレベルの血中濃度で今回のような結果が出たことは大変深刻です。

子どもの影響については、専門家は、ばく露から時間が経つほど、成長希釈によって血中濃度が低下をして汚染実態が過小評価されるということを指摘しています。子どもへの健康影響調査の必要について本市の見解を伺います。

不安に思っている御家庭の井戸水対策これはどうすればいいのかということでございますが、一般的には浄水器を使う方法、これがあるかと思います。活性炭による除去が一般的で、メーカーによってはP F A S 除去をうたう製品も販売されております。価格は数千円から数万円です。答弁では、上水道布設及び浄水器設置の補助があるということなのですが、井戸にP F A

S汚染があった場合に限るということではなかなか助成を受けるのは難しいと感じます。アメリカなどでは日本の20分の1以下の暫定目標値だと以前の質問で紹介しましたが、この日本の現在の暫定目標値は信用できないと市民の方の中には、安心して水が飲めないという方が確かにいらっしゃいます。

せめて、千葉市水道局の未普及地域にお住まいの方への補助、この拡充が必要なのではないのでしょうか。本市の見解を伺います。

検査結果機関については、把握はしているというような答弁がありました。私が調べたところだと、病院だとすると、立川市や昭島市にある医療機関で行っているとのことでした。しかし、採血は現地で行うことになる聞いております。また、検査に際しては、高度な分析機器が必要となるようであり、費用には幅がありまして、1件当たり1万円程度から10万円程度かかるということです。交通費や検査費用かなり高額になり負担を感じるのではないのでしょうか。

自身の健康状態に不安を感じている住民の方への対応として、血液検査の検査費用に対して助成を行うこと、これが必要と考えますがどうでしょうか。

環境省が、昨年11月に改定した自治体向けの、対応の手引きで、健康不安の声が上がっている地域においては、地域保健を担当する各地方公共団体が、地域保健活動の一環として、直ちに取り組める対応として、疫学研究を行う上で血液検査を行うことも考えられる、こう明記したこと、これは大変重要であると考えます。

今後の学術的な研究のために、大規模な血液濃度の疫学調査を実施すべきではないでしょうか。こちらも見解を伺います。

次に、介護についてです。

まずは介護保険料についてです。

13段階全ての段階で値上げになったということで、答弁で市民からの御意見の中に、昨年と収入がほぼ変わらないのに、なぜ保険料が高くなったのかとありました。これは当然の疑問だと思います。私が声を聞いた70代の御夫婦は、お二人とも年収が125万円以下という6段階の方ですが、月々5,670円だった保険料が6,930円と1,260円も上がり、年間では8万3,160円もの保険料で、さらにお二人で16万6,320円です。引き上げ幅は3万と240円にもなります。年金は目減りし、物価高騰が襲う中、この保険料が上がり、生活ができないと話されております。

このような御家庭の話聞いてどう思うのでしょうか。見解をお示してください。

今期、保険料の上昇を抑制するため、介護給付準備基金、これを全額活用したということですが、これが間に合っておりません。本市の保険料は政令市では16番目ですが、県内では5番目の高さとなっております。問題はこの引き上げ幅が政令市でいうと大阪市に次いで2位となってしまうことです。この引き上げ幅を最小に抑えるべきではなかったかということでございます。保険料抑制のため、基金から16億円を投入しましたが、さらに、市の財源活用で、保険料を8期のまま据え置くことができなかったのでしょうか。私たちは、少なくとも低所得層の第1段階から9段階までの保険料、これを据え置くことが必要であったと考えます。

今回、県内でも17の自治体で介護保険料を据え置き、もしくは引き下げております。本市でも保険料を引き上げないことは可能だったのではないかと思います。見解を伺います。

一般会計からの繰入については、介護保険法などにより、その割合が定められており、市町村が独自に補填することは制度上想定されていない、こう答弁されました。しかしこれは実際には可能なのではないのでしょうか。

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第1回定例会会議録第5号（2月25日）

厚生労働省が不適切と示しているのは単なる助言に過ぎず、自治体がそれに従うべき義務はないことを、2002年に当時の厚生労働省の局長が答弁しております。一般会計から繰り入れたからといって罰則はありません。したがって、一般会計からの繰り入れを行い、保険料を引き下げることが可能と思われませんが、こちらも見解を伺います。

訪問介護報酬について、答弁で、身体介護は99円、生活介護では55円の引き下げになったとありました。1人当たり6、7軒のお宅を周るとして、1日に1人当たり最大で700円近い減収となってしまうということです。国はこの報酬引き下げ、これをごまかすために処遇改善加算を見直しましたが、その加算Ⅰを取得するためには特定事業所加算を算定しなければならないことを要件に加えました。私が伺った小規模の訪問介護事業所では、この特定加算を受けるために利用者のサービス単位を減らさなければならず、重度の方などはその単位を超えると10割負担となります。そもそもこの特定事業加算を受けた事業所からサービスを受ける利用者は利用料が上がります。さらに事業所は研修の実施や会議の開催などの負担が増えるため、この制度の利用率は大変低くなっております。つまりこの特定事業所加算は利用者のサービス削減や利用料の引き上げ、事業所の負担増大と一体のものです。

先日、市内の訪問介護事業所と懇談を行いました。減収分の補填をするため、訪問件数を無理に増やしている。サービス提供責任者もいつも以上に現場に入らなくてはならず、事務作業は連日夜遅くまでかかると。それでも年間の赤字の額は360万円にも上ると話されております。さらに答弁にありましたように、生活介護は身体介護に比べ同じ時間でも報酬が2,000円近く少ないので、今後はより身体介護を選ばざるを得なくなるとも話されていまして。訪問介護職員は本人の表情、動作で体調の変化をつかみ、部屋の状態、冷蔵庫の中身を見て異常がないかを確認します。もし事業所がこの報酬削減でこの生活援助を削って、身体介護ばかりをやる事業所ばかりになってしまったら、利用者の全体像が見えなくなって、介護の質にも関わってまいります。

このような事業所の実態、これを聞いてどう感じるでしょうか。市の見解を伺います。

また、生活援助を身体介護と比べて不当に低く見るのをやめ、同じ報酬にするよう国に求めるべきと考えますが見解を伺います。

先ほどの事業所では職員募集では人が集まらないので人材紹介業者を利用していたといいます。しかし、高額な紹介手数料を払っても定着には至らず、3か月ほどで退職してしまう方ばかりだとおっしゃっていました。今、この職業紹介手数料の高騰が事業所の経営を圧迫しております。有料職業紹介事業の常用就職1件当たり、紹介手数料、5年前に比べ、介護職で平均21万円から42万円にまで高騰しております。紹介料をもらった後はすぐに退職する。これを繰り返す渡り派遣なんていうのも問題になっております。

そこで伺いますが、事業所の経営を圧迫しているこの人材派遣会社に払う紹介料、この補助を市で行うべきではないでしょうか。

介護人材不足についてです。

必要な介護人材数については正確にはつかまれているという答弁がございました。まずはこの必要性をつかまないと始まらないのではないかと思います。第9期計画の、第8期介護保険事業計画の実績では、訪問介護は令和3年度、令和4年度で計画よりも実績の方が上回っております。来年度、再来年度と見込まれる人数は300人ずつ増加すると、こういう答弁がございましたが、今後も最初の見込みよりも訪問介護のニーズは増え続けていくのではないかと

思います。

人材の減少と高齢化が進んでおりまして、既に新規サービス提供できなくなっている。そういった状況の中で介護人材の必要性を把握しないというのはあり得ません。このままでは訪問介護が成り立たなくなるのではないかと思います。こちらも見解を伺います。

千葉市のある訪問介護事業所は、毎年応募をかけてもヘルパーが集まらず、6年前の2018年の登録ヘルパー数は95人、今年2024年には71人まで減っています。この事業所では職員の平均年齢は62歳、最高年齢は79歳。ベテランがリタイアしているが平均年齢が下がらないと言われております。主力は60代、70代が多いところもたくさんございます。

今期も訪問介護職員のこの実態をつかまず、人材獲得の数値目標もないのでは、あまりに無責任な対応ではないでしょうか。見解を伺います。

そもそもこの国が言っている、処遇が改善されているっていうのが既にまやかしだと思っております。専門職が訪問するからこそできる役割をもっと評価するべきだと思います。国が目玉とするこの処遇改善加算は1人当たり月6,000円を見込んでおりますが、全企業の平均より7万円低いと言われる中、桁が一つ違うというのが現場の声です。専門性を求められるのに低い処遇である現状を抜本的に改善しなければ人材確保は改善されないと思います。

訪問介護事業所や訪問介護職員とともに、介護に関わる全ての職員の処遇改善のために、流山市が行っているような、月額9,000円の給与補助、これを千葉市でも行うべきと考えますが、見解を伺います。

今年度、世田谷区では、介護サービス事業所・施設等を運営する法人に対して、人材確保や経営に必要な経費を補い、福祉サービスの事業継続を支えるため、緊急安定経営事業者支援給付金、これを交付いたしました。給付の対象となるのは訪問介護等事業所のほか、居宅系サービス事業所、通所・入所系の高齢者施設、障害者施設などです。このうち訪問介護事業所には1事業所当たり88万円が支給されました。既に処遇改善というのは自治体単位でも行われているということでございます。

千葉市でも物価高騰対策支援事業として支援金を支給しておりますが、訪問介護事業所への支給額、こちらをお示してください。また、支給額の上乗せが必要と考えますがこちら見解を伺います。

以上で、2回目の質問を終わります。（拍手）

○議長（石川 弘君） 答弁願います。環境局長。

○環境局長（宮本寿正君） 2回目の御質問にお答えをいたします。

P F A Sについてのうち、所管についてお答えをいたします。

まず、井戸の総数及び検査についてですが、井戸の総数については把握してございません。

検査については、法令に基づき、市内全域を72区画に分け、計画的に実施することとしており、今年度は15地点で実施をいたしました。

次に、P F A Sを製造、輸入、利用していた企業の実態を過去に遡って調べる必要性についてですが、P F A Sのうち、P F O Sは2010年、P F O Aは2021年から法令に基づき、事業者は排出量及び移動量を届け出ることになっておりますが、これまで本市に係る届出はございません。

最後に、水道未普及地域の地下水調査についてですが、古泉町につきましては令和5年度に調査し、暫定目標値を下回っており、その他の地域についても、引き続き計画的に調査してま

います。

以上でございます。

○議長（石川 弘君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（今泉雅子君） 初めに、PFASについてのうち、所管についてお答えします。

子どもへの健康影響調査の必要性、不安を感じている住民への血液検査の検査費用の助成、大規模な血液濃度の疫学調査については関連がありますので、併せてお答えします。

現時点での知見では、どの程度の血中濃度でどのような健康影響が個人に生じるか明らかとなっておらず、血液検査の結果のみをもって健康影響を把握することは困難であるとされております。現在も国際的に様々な知見に基づく基準値等の検討が進められていることから、現時点においては、本市として検査などの実施は考えておりません。

今後、国において公表される内容について注視してまいります。

次に、介護保険料についてお答えします。

まず、物価高騰の中での保険料の引き上げについてですが、保険料は、第1号被保険者数や介護サービス量の見込みなどから、3年ごとに見直しを行っており、今回の改定では、介護サービス量が増大することから、全ての段階で増額改定となりました。

なお、保険料上昇を抑えるため、介護給付準備基金を全額取り崩し、活用しております。

次に、県内自治体における保険料の据置き・引き下げについてですが、自治体ごとに、高齢化率や介護サービスの利用状況が異なるため、一律に比較することはできませんが、一部の自治体では、介護給付準備基金を活用することなどにより、保険料の据え置きや引下げを図ったものと承知しております。

本市においては、これまでも介護給付準備基金を活用し、可能な限り保険料上昇を抑制してきたところですが、今回の改定では、後期高齢者数の伸びが特に大きく、それに伴い介護給付費の増加が見込まれることから、基金を全額取り崩してもなお、増額改定の必要が生じたものです。

次に、一般会計からの繰入による保険料の引き下げについてですが、介護保険制度は全国共通の制度であり、制度の枠外で一般会計からの繰入れを行うことは、健全な介護保険制度の運営と財政規律の保持の観点から適当ではないとの国の判断が示されており、負担割合を超える繰入れは考えておりません。

次に、訪問介護報酬についてお答えします。

まず、訪問報酬改定後の事業所の実態に対する本市の見解についてですが、訪問介護は、住み慣れた地域での暮らしを続けていく上で重要なサービスであり、1軒ずつ自宅を訪問してサービスを提供している事業所にとって、今回の報酬改定は、安定した事業運営に影響を及ぼしていると認識しております。

本市としましては、国に対し、引き続き報酬改定の影響の検証と実情に応じた報酬体系の構築を検討するよう求めてまいります。

次に、生活援助と身体介護を同じ報酬とするよう国に求めることについてですが、入浴や排泄つなどの直接的な介護を行う身体介護と、調理や掃除など家事を提供する生活援助では、サービス提供にかかる負担が異なるため、より負担のかかる身体介護の報酬を高く設定することは合理的であると考えております。

次に、人材派遣会社に支払う紹介料の補助についてですが、本市では、人材確保のために研修受講費用の補助や就職説明会などを行っておりますが、紹介料に対して補助をすることは考えておりません。

次に、介護人材不足についてお答えします。

高齢化の進展により、今後、訪問介護のニーズが増大することが見込まれる一方で、人口減少により人材不足が深刻化し、必要なサービス量を確保することが困難になると考えております。

今後のさらなるサービス需要に応えられるよう、引き続き、人材確保、定着に取り組んでまいります。

次に、訪問介護職員の実態把握と目標設定についてですが、必要な人数や目標の人数は設定しておりませんが、介護保険事業所に対して実態調査を行い、現状の従業員数と理想とする従業員数の差など、サービス提供に係る課題の把握に努めており、介護人材確保、定着に向けた施策に活かしております。

次に、介護職員に対する給与補助についてですが、一義的には国の責任において対応すべきであり、本市独自の給与補助は考えておりません。本市としては、これまでも国に対し、改善を求めてきたところであり、人材育成の取組に対する介護報酬の加算など、段階的な措置が講じられてきたものの、まだ十分ではないため、引き続き、さらなる改善を要望してまいります。

最後に、物価高騰対策支援事業における訪問介護事業所への支給についてですが、訪問介護事業所に対しては、県が1事業所当たり1万円の支援金を支給することを予定しておりますが、燃料費が高止まりしている状況を踏まえ、本市は、県の支給に上乗せして、10万円を支給する予定です。

以上でございます。

○議長（石川 弘君） 市民局長。

○市民局長（那須一恵君） P F A S についてのうち、所管についてお答えします。

補助の拡充についてですが、新しく上水道を引く場合につきましては、既設の水道本管からの布設距離が1戸あたり20メートルまでは全額水道局が負担し、20メートルを超える場合には、利用者がその費用の2分の1を負担することとなっております。

この利用者の負担を軽減するため、工事にかかる費用の3分の1、または20万円のいずれか低い金額を上水道排水管布設事業補助金として補助しており、世帯単位で御利用いただけるといった使い方や、補助金額などで、県内他市と比較しましても十分に使いやすい制度となっているものと考えております。

以上でございます。

○議長（石川 弘君） 野島友介議員。

○8番（野島友介君） はい。3回目は意見と要望です。

P F A S については、過去に大きな公害問題、そして今もなお続いておりますけれども、水俣病の問題があります。P F A S の問題、これを第二の水俣にしたいけないと心から思います。全国では米軍基地や自衛隊基地による汚染が疑われる地域や、P F A S の製造・使用企業のある地域、産廃処分場からの汚染が明らかになった地域で運動が広がっております。P F A S 汚染は新しい公害と言うべき問題で、本市におきましても、市民の健康を守るために何をすればいいのか、県や国と十分に話し合って、声を上げて、この問題についての解決に向けて御

令和7年第1回定例会会議録第5号（2月25日）

奮闘いただきますことを要望しておきます。

介護保険料の一般会計繰入については、2002年の先ほどの答弁にありました当時の坂口厚生労働大臣がこのようなことを言っておりました。「自治体の中で、この原則を乗り越えてやるというところも百幾つもあるわけで、それは私達の言うことからみ出ているから絶対駄目だと、やめろとまで私たちは言っていない。」このように答弁しており、自治体の裁量を認めているのではないのでしょうか。一般会計、財政調整基金などあらゆる手段を講じてこの保険料の引き下げを図るべきというふうに思います。国会でこの大臣がいいと認めているのですから保険料は引き下げるべきと強く求めておきます。

今回の報酬改定は、訪問介護事業所に悪影響を及ぼしております。そもそもコロナ後も続く物価高騰で経営状況が厳しい中、コロナの補助が打ち切れ、さらに感染症の蔓延が介護現場を襲っております。この経営危機を何とかしてほしいと悲痛な叫びが寄せられているのに、このまま報酬が下がることを放置したら、サービスの縮小などで帳尻を合わせようとしても立ち行かず、やむなく閉鎖するという事業所が今後さらに出てくるのではないかと思います。

人材確保に対する危機感も足りないのではないかと思います。訪問介護職員が人材不足になっているもとので、1人暮らし高齢世帯の多い本市では今後、介護サービスを受けられない高齢者が増えていくのは明らかです。第9期計画では、高齢者数、高齢化率の推移で高齢者人口は来年度は26万7,000人、2040年には、31万1,000人になり高齢化率は33.2%まで上昇することが見込まれております。このままでは、保険料や利用料の値上がり、介護人材の不足により、必要な介護サービスを利用できない人が増大して、高齢者の生活を守れないのではないのでしょうか。今手を打たなければ介護の基盤が崩れていくことになります。保険あって介護なしが現実のものになってしまいます。第9期計画の中には、必要なサービスが必要なときに高齢者や家族に届く安心なサービス提供体制を目指している、こう書かれております。であるならば、あらゆる手段を講じて、訪問介護事業所支援を行うべきと思います。また、人材確保のために使わざるを得ない紹介会社に支払う紹介料が、厳しい経営をさらに圧迫する事態となっております。人材確保に高い紹介料を払わなければいけないという異常な事態の根本原因は、介護職員の労働条件が劣悪だからではないのでしょうか。

当然、国の制度も悪いわけですから、国に意見も言いながら、国がきちんとした制度をつくるまでの間、市として独自の対策をとるとするのは当然のことではないかと思います。介護人材確保のために市独自の実効性のある賃金引き上げ策を実施してほしいと重ねて要望いたしまして、私の一般質問は終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（石川 弘君） 野島友介議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。11番・渡邊惟大議員。

〔11番・渡邊惟大君 登壇、拍手〕

○11番（渡邊惟大君） 皆様、こんにちは。日本維新の会ちばの渡邊惟大です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、特別自治市についてです。

現在、統治機構に関する様々な議論が全国でなされています。

それぞれの地域の特性に合った自治の在り方を考えることは、日本の発展においても重要であって、地方分権や自治体の財源委譲が必要であると考えております。

千葉市は1992年に政令指定都市に移行し、区役所の設置や小学校教員の任免権、児童相談所

の設置をはじめ、県内の他の市町村よりも多くの権限や財源を持って、運営がなされておりま
す。しかしながら、さらなる財源移譲や権限委譲がなされ、千葉市が自らの財源を活用して
どの施策を実施するかを決めることができれば、さらなる発展につながると信じております。

特別自治市に対する千葉市の見解についてお聞かせください。

以降は質問席にて質問をさせていただきます。御答弁よろしく申し上げます。（拍手）

○議長（石川 弘君） 答弁願います。総合政策局長。

○総合政策局長（峯村政道君） 指定都市市長会の多様な大都市制度実現プロジェクトにおいて
検討が進められております特別自治市制度は、大都市がその能力や役割に見合った権限と財
源を持つことで、地方が担うべき事務を一元的に担うことができるなど、市民サービスの向上
や持続可能な地域社会の実現などに効果があるものと考えてございます。

本市といたしましても、指定都市市長会における取組や機運醸成などを通じまして、特別自
治市の法制化に向けた議論を加速させ、自治体が地域の実情に応じて、多様な大都市制度を選
択できるよう、まずは制度の実現を目指して取り組んでまいります。

○議長（石川 弘君） 渡邊惟大議員。

○11番（渡邊惟大君） 御答弁ありがとうございます。

スライドを御覧ください。

このようなパンフレットがありますが、2024年5月、神奈川県が特別自治市について財源な
どをめぐり法制度化に反対する見解のパンフレットを作成しました。特別自治市を目指す上で、
県との協議を含め、どのような方向性で考えていますでしょうか。

○議長（石川 弘君） 総合政策局長。

○総合政策局長（峯村政道君） 現段階では、特別自治市制度の実現に向けた見通しが立って
おりませんことから、県市間の協議は行っておりませんが、制度実現後の特別自治市への移行
にあたりましては、市民、市議会の皆様はもちろん、県や周辺自治体を含む多くの主体の理解
が必要であると考えてございます。

まずは、特別自治市制度実現に向けた指定都市市長会の取組や機運醸成などを通じまして、
全国知事会をはじめとした多様な主体に対し制度の理解促進に向け取り組んでまいります。

○議長（石川 弘君） 渡邊惟大議員。

○11番（渡邊惟大君） 御答弁ありがとうございます。引き続き県含め多様な主体との協議を
しつつ、様々な意見を聞いて検討を続けていただければと思っております。引き続きよろしく
お願いいたします。

では次に、障害者の社会参加についてです。

まず、障害児の通学支援について伺います。

千葉市において、インクルーシブ教育のための環境整備の一環として、障害児が安心して通
学できる体制づくりが必要であると考えております。今現在、移動支援を利用しての通学は高
校生以上に限られており、小中学校への通学は保護者が送り迎えしているケースが多いと聞い
ております。

まず、現状の障害児の通学支援における取組についてお聞かせください。

○議長（石川 弘君） 教育次長。

○教育次長（秋幡浩明君） 国の特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱に基づき、通学に係
る支援を実施しております。

令和7年第1回定例会会議録第5号（2月25日）

対象者としては、特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を利用している児童生徒などであり、支援内容としては、障害のある児童生徒の通学に係る公共交通機関の運賃や、自家用車の運行に要するガソリン代などを支給しております。

なお、通学時に付き添いをしている保護者の入院など、やむを得ない事情により通学の支援が必要となった場合には、外出時における移動中の介護を行う、移動支援を一時的に利用することを可能としております。

○議長（石川 弘君） 渡邊惟大議員。

○11番（渡邊惟大君） ありがとうございます。

令和5年第2回定例会で、小中普通学校の障害のある児童生徒の通学について、本人、保護者と合意形成の下、保護者が付き添う事例があることが分かり、保護者の方々の負担軽減の検討が必要であると指摘いたしました。その上で負担状況の把握のため、保護者の付添い状況について調査を行うべきとお伝えいたしました。その後、昨年、障害のある児童生徒の通学時の保護者等の付添い状況に関する調査が実施されていると聞いております。

結果と今後の対応についてお聞かせください。

○議長（石川 弘君） 教育次長。

○教育次長（秋幡浩明君） 小学校では、通常学級において37校で81人、特別支援学級において92校で347人が付添いによる通学を行ってまいりました。同じく中学校では、通常学級において10校で16人、特別支援学級において24校で39人でした。小中学校を合わせた人数は483人となります。

当該調査の結果を分析し、通学支援について研究を進めてまいります。

○議長（石川 弘君） 渡邊惟大議員。

○11番（渡邊惟大君） わかりました。調査ありがとうございます。保護者の負担になっていないか把握に努め、支援が必要か検討していただければと思います。また、県内他市においては学校内での付添い状況についても調査しているところがあると聞いております。学校内において、保護者が1日、付き添っているような状況があれば、保護者のかなりの負担になっていると思います。今後、そのあたりの調査も検討していただけるよう要望いたします。

次に、障害者雇用についてです。

現状の市役所、市長部局と教育委員会の障害者雇用率についてお示してください。

○議長（石川 弘君） 総務局長。

○総務局長（大野和広君） 昨年6月1日時点での障害者雇用率は、病院局を含む市長部局では、法定雇用率2.8%に対し、2.97%と達成しております。

教育委員会では、法定雇用率2.7%に対し、2.63%と達成していない状況でしたが、その後も引き続き雇用率の向上に取り組んだ結果、昨年12月1日時点で、法定雇用率を達成しております。

○議長（石川 弘君） 渡邊惟大議員。

○11番（渡邊惟大君） ありがとうございます。教育委員会においては以前未達成であったことから注視しておりましたが、達成したとのことで、評価いたします。

どのような取組をされたか、お聞かせください。

○議長（石川 弘君） 総務局長。

○総務局長（大野和広君） 平成25年6月に、チャレンジドオフィスちばしを開設し、精神障

害や知的障害がある方の一般就労への支援に取り組んでおり、開設当初からこれまで、16人の一般就労につながっております。

また、障害のある方を対象とした職員採用試験においては、令和元年度から受験対象となる障害の範囲を身体障害だけでなく、精神障害及び知的障害にも拡大するとともに、令和4年度には、受験可能年齢の上限を35歳から45歳に上げるなど、受験要件の拡大を実施してまいりました。

さらに、毎年度、障害の状況や人事上の配慮を希望する事項などを記載した障害状況等申告シートを提出できる制度などを設けており、職員の意向や配慮事項を把握し、働きやすい環境づくりに努めております。

これらに加え今年度からは、障害のあるスタッフ3人と、業務の進め方やスケジュール等の調整を行う業務調整員1人の計4人が一つのチームになって、本庁舎各フロア共通の事務補助として勤務する、フロアサポートスタッフを配置する取組を開始し、障害特性を考慮しながら、雇用の拡大、拡充を進めております。

また、教育委員会では、学校等における事務補助として障害のある方を雇用するにあたり、引き続き専任スタッフを配置して、就労後も定着を支援するなど、雇用率の向上に取り組んでおります。

○議長（石川 弘君） 渡邊惟大議員。

○11番（渡邊惟大君） ありがとうございます。様々な取組をされて、雇用率を上げる努力をされてきたことを評価いたします。

では、今後の方向性について教えてください。

○議長（石川 弘君） 総務局長。

○総務局長（大野和広君） 職員を対象とした、障害者活躍推進プランを策定し、障害のある職員の雇用推進や活躍の促進に向けた取組を行っておりますが、こうした取組をさらに進めるためには、障害のある職員への業務支援や職場における障害に対する理解の促進などを強化していく必要があると考えております。

このことから、現在策定中の新たなプランでは、幅広い障害特性や就労希望に对应えられる雇用形態である、フロアサポートスタッフの拡充や職場への支援、障害特性を理解するための研修の拡充、職員の相談窓口の充実などに取り組んでいくことを考えております。

今後も、職員が安心して働き続けられる環境を整えるため、障害者活躍推進プランに基づいて各種取組を進め、障害の有無に関わらず、誰もが安心して能力を発揮し、活躍できる職場づくりに努めてまいります。

○議長（石川 弘君） 渡邊惟大議員。

○11番（渡邊惟大君） ありがとうございます。引き続き取組お願いいたします。

次に、千葉市重度障害者等就労支援特別事業についてです。

重度の障害がある方が就労する場合に、通勤の支援や職場での身体介護などの支援を実施する事業です。障害者総合支援法における障害福祉サービスは、通勤、営業活動等の経済活動に伴う外出について利用できないので、この事業はそこをカバーすることができます。

昨年、保健消防委員会にて伺った際は、利用者は2名と聞きました。

現時点での実績と課題、今後の取組について教えていただければと思います。

○議長（石川 弘君） 保健福祉局長。

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第1回定例会会議録第5号（2月25日）

○保健福祉局長（今泉雅子君） 今年度の実績ですが、先月末現在で2人の方が重度訪問介護を利用し、ヘルパーの支援を受けながら就労されております。

この事業では、機器の操作や入力補助などの就業中の障害者の業務に関する支援は、障害者を雇用する企業において負担することを基本としつつ、喀たん吸引など生活面での支援について、市が負担するものとしております。

このため、ヘルパーの行う支援を、業務に関する支援と生活面での支援に切り分ける必要があり、事業者にとって煩雑な制度となっていること、また支援が長時間に及ぶため、対応可能な事業者を探すのが難しいことが課題であると認識しております。

今後も、利用希望の方が円滑にサービスを利用できるよう事業者に対し丁寧に周知するとともに、制度の簡素化等について国に対して引き続き要望してまいります。

○議長（石川 弘君） 渡邊惟大議員。

○11番（渡邊惟大君） ありがとうございます。

2名の方へのサポートが続いており、安心しました。御尽力ありがとうございます。ただ、増えてはならず、課題があることがわかりました。障害福祉サービスが就労時に利用できるようになることが一番の解決策であると思いますが、これは国レベルの話になりますので、それが実現するまでは、市においてこの事業の周知と継続に取り組んでいただければと思います。ただ私も障害福祉サービス事業を経営しており、ニーズに応えられない状況もあり、大変事業所にとって取組が厳しいことについて理解はしておりますが、引き続き、努力をお願いいたします。

次に、バリアフリー化の状況についてお尋ねします。

バリアフリー基本構想について、質問させていただきます。

スライドを御覧ください。

地区別バリアフリー基本構想について、その進捗についてお示してください。

○議長（石川 弘君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 千葉市バリアフリーマスタープランで定めた22の移動等円滑化促進地区のうち、バリアフリー化の整備効果が高いと考えられる鉄道駅周辺の7つの地区について、優先的に地区別バリアフリー基本構想の策定に取り組んでおりまして、令和4年にはJR、京成稲毛地区で、昨年3月には千葉都心地区で策定いたしました。

今年度からは、蘇我地区、都賀地区、鎌取地区で策定作業を進めており、来年度中の完了を目指しています。

具体的には、昨年10月に開催した、千葉市バリアフリー基本構想推進協議会において、バリアフリー化を促進すべき生活関連施設や生活関連経路などについて議論し、11月には、障害者団体などを招いて、まち歩き点検ワークショップを実施し、課題や改善策に関する意見聴取を行いました。

来年度は、これらの結果を踏まえて、交通事業者などの各主体が取り組むバリアフリー化の具体的な内容を検討することとしております。

○議長（石川 弘君） 渡邊惟大議員。

○11番（渡邊惟大君） ありがとうございます。

地区別バリアフリー基本構想を実現するには、行政の努力はもちろんですが、市民や事業者にも幅広く知られることが不可欠であると思います。

バリアフリー基本構想の周知について教えてください。

○議長（石川 弘君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） これまでに策定した、地区別バリアフリー基本構想については、市ホームページに掲載するほか、区役所、行政資料室、図書館等において、閲覧に供することで、市民の皆様への周知を行うとともに、地区別バリアフリー基本構想の作成に御協力いただいた障害者団体などへの配布を行っております。

○議長（石川 弘君） 渡邊惟大議員。

○11番（渡邊惟大君） ありがとうございます。取組についてわかりました。引き続き継続、周知に努めていただくようお願いいたします。

では次に、中央コミュニティセンター再整備におけるバリアフリー化の状況についてです。

現在、実施設計が終わりつつあると聞いております。

プールをはじめ、利用されている障害のあるお子様の家族からより利用しやすくなるよう、期待する声をいただいております。

中央コミュニティセンター再整備におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザインについて伺えればと思います。

○議長（石川 弘君） 財政局長。

○財政局長（山元隆司君） 来館者の年齢、障害の有無、性別、国籍に関わらず、安全で快適に利用できる施設を目指し、中央コミュニティセンターの利用者にとって使いやすい施設となるよう再整備を進めてまいります。

具体的には、建物の主要の出入口には、音声案内を設置し、誘導ブロックを利用してスムーズな利用移動を可能とするほか、既存の出入口を車椅子がすれ違える十分な幅に広げることといたします。

また、地下1階から地上4階の各階にバリアフリースイレを設置するほか、コミュニティセンター機能と事務所機能のそれぞれに、おむつ替えスペースや授乳室を設置するなど、共用スペースの充実を図ります。

来館者用駐車場は、地下2階に90台設け、うち4台を身体障害者等用駐車区画とするほか、車椅子乗降場を設け、充実を図ってまいります。

再整備後の千葉中央コミュニティセンターが、誰もが使いやすい環境となるよう、引き続き取り組んでまいります。

○議長（石川 弘君） 渡邊惟大議員。

○11番（渡邊惟大君） ありがとうございます。ユニバーサルデザインについていろいろ配慮していることはわかりました。

様々な要望の声を聞いておりまして、例えば、車椅子で単独や介助者1人でも乗降しやすい駐車場を設置してもらいたい。例えば、車椅子で多目的更衣室で腰をかけたままシャワーを浴びられるようにしてほしい、あるいはトイレの個室にL字型の手すりを設置してもらいたい。視覚障害者の場合、音が反響して、この通訳者の声がよく聞こえないことがある、配慮してもらいたい。また小さい子どもは上からシャワーを浴びるのを嫌がることもあるので配慮してほしいといった声があります。

スライドを御覧ください。

写真は、成田市こども発達支援センターのプールです。そのシャワーのところに椅子の設置

令和7年第1回定例会会議録第5号（2月25日）

がされていたり、あとはプールサイドで温まれるような設備が、ジャグジーのような設備があります。

今回中央コミュニティセンターについては、再整備に多額の資金も投じられておりますので、ぜひともこれまで以上に障害のある方を含めた多くの方々にとって使いやすい施設になることを期待しております。

では次に、幕張ビーチ花火フェスタについてです。

私は令和5年第2回定例会において、砂浜にも車椅子席を設けることを提案させていただきましたが、迅速に実証実験が実施され、昨年8月の幕張ビーチ花火フェスタにおいて、砂浜に車椅子席が100席設置されその席が販売されました。正直なところ、1年余りで実現するとは思っておらず、前進的な取組を実行された実行委員会、千葉市の姿勢に敬意を表します。私もチケットを購入し、見に行きました。スライド1枚目を御覧ください。砂浜に黒いマットが引かれ、若い方から高齢者まで多くの車椅子使用者の方々が御家族や友人と楽しまれている様子を見ることができました。2枚目のスライドを御覧ください。このように砂浜から他の障害がない方と一緒に、障害のある方々や高齢者の車椅子の方々が砂浜から花火を見ることができていました。また砂浜に入るところの入口の部分もしっかりとマットが引かれて問題なく通れるようになっていました。また車椅子席の近くには障害者トイレが置かれており配慮がなされていたことを確認いたしました。

改めて、砂浜に車椅子席を100席設置したことへの反響を伺えればと思います。

○議長（石川 弘君） 経済農政局長。

○経済農政局長（藤代真史君） 昨年の開催から本格運用を始めました砂浜の車椅子席用チケットは、付き添いの方を含め、1枚5,500円で100席を販売し、完売をいたしました。

花火大会終了後、車椅子席を御利用された方を対象に実施したアンケートでは、観覧席の設置方法に関しましては、ほぼ満足、また全員から、来年度も砂浜での観覧を希望するとの回答をいただいているところでございます。

本市の夏の風物詩でございます花火大会を楽しんでいただけますとともに、砂浜の車椅子席に対しまして、おおむね好意的な印象をお持ちいただけるものと受け止めております。

○議長（石川 弘君） 渡邊惟大議員。

○11番（渡邊惟大君） ありがとうございます。完売したということで、ニーズが高かったことがわかります。介助者だけでなく、複数人と一緒にこの車椅子の方が見ることができるよう工夫をしているなどもよかったのではないかと思います。

また全員から、来年度も砂浜での観覧を希望するという回答を伺えたということは、ニーズの高さに加えて当局並びに関係者の皆様の御尽力の結果であると思いますし、高く評価し、感謝申し上げます。

では、課題や今後の方向性、市の見解について伺えればと思います。

○議長（石川 弘君） 経済農政局長。

○経済農政局長（藤代真史君） おおむね好意的な御意見をお寄せいただいた一方で、車椅子席利用者の皆様からのアンケート結果や現地スタッフとの開催後のミーティングなどから、車椅子席のスペース不足や足元の安全確保、専用スペースと一般観覧者との観覧エリアの区分などにつきまして、さらに改善を要する点が見えてきております。

今年の花火大会におきましては、より安全・安心で快適に楽しんでもらうよう、会場

設営事業者と課題解決に向けた協議を進めてまいります。

○議長（石川 弘君） 渡邊惟大議員。

○11番（渡邊惟大君） 御答弁ありがとうございます。車椅子で乗ったまま砂浜から花火が見られるという体験は、世界的にもまだ珍しいのではないかと思います。いただいた貴重な意見をもとに継続と、またより良くなるよう引き続き取組をお願いいたします。

では次に、千葉市の魅力向上についてです。

ライドシェアについて伺います。

ライドシェアとは、一般ドライバーが自家用車を活用して、利用者を送迎するサービスです。日本では二種免許を持たないドライバーが乗客を有料で送迎することは、白タクとして禁止されておりますが、世界的にはウーバーなどが有名で多くの国で広がっています。

2017年時点で、ライドシェアの市場規模は、世界的に360億ドルから2030年までに2,850億ドルに成長するとされており、ユーザーの割合は世界人口の13%に迫ると試算が出されています。

このような状況下で、日本版ライドシェア、自家用車活用事業が、昨年の4月から始まりました。

日本版ライドシェアでは、タクシー会社の管理のもと、一般ドライバーが自家用車を利用して有料で乗客を送迎する制度です。利用者は原則、スマートフォンのタクシー配車アプリで配車依頼をすることになっております。一部地域が対象で、千葉市もこのエリアに入っておりますが、ライドシェアの現状と市の見解について教えてください。

○議長（石川 弘君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 昨年6月から本市と四街道市で構成される千葉交通圏でライドシェアの運行サービスが開始されており、現在9社が運行しています。

当初から運行している金曜、土曜の深夜0時から3時台に加えて、昨年夏から、一定の降水量が予報される時間帯や35度以上の気温が予報される時間帯でも運行しており、先月の3週目までで延べ48人の登録ドライバーにより、合計で2,296回運行しています。

1台1時間当たりの稼働状況は、一般のタクシーとおおむね同程度となっています。

また、タクシー事業者にヒアリングを行ったところ、ある程度の利用がある、雨天時などは利用が増えるなどの意見が出ており、地域における移動手段の不足の解消に一定の効果が出ていると考えております。

○議長（石川 弘君） 渡邊惟大議員。

○11番（渡邊惟大君） ありがとうございます。一定のニーズとそして効果が出ていることがわかりました。

では、国の動きや、市民の要望を踏まえた今後の市のスタンスについても伺えればと思います。

○議長（石川 弘君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 本市のライドシェアができるだけ使いやすいものとなることが重要と考えており、国の動向や他自治体の取組状況を注視しつつ、本市における運行状況の確認や、タクシー事業者へのヒアリングを続けてまいりたいと考えております。

○議長（石川 弘君） 渡邊惟大議員。

○11番（渡邊惟大君） ありがとうございます。引き続きニーズ等調査していただいて、より良いサービス、またライドシェアの可能性について検討していただければと思います。

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第1回定例会会議録第5号（2月25日）

次に、公園での官民連携の取組についてです。

全国的に、パークPFIなど公園運営における官民一体の取組が進んでおります。昨年、私たちの会派は、大阪市の難波宮跡公園について視察し、官民一体の取組の可能性を理解いたしました。千葉市でも取組が進んでおり、昨年は千葉公園で、パークPFIが導入されました。

本市の取組事例について教えてください。

○議長（石川 弘君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 都市公園法では、公園管理者が公園管理者以外の者に対して、都市公園の機能増進に資すると認められる施設の設置や管理を許可できるようになっております。

この制度を活用した本市の官民連携の取組としましては、昭和の森のフォレストビレッジ、稲毛海浜公園検見川地区のザ・サーフ オーシャンテラス、泉自然公園のフォレストアドベンチャーなどがあり、近年では、海辺の公園が持つポテンシャルを最大限に生かし、より魅力的でにぎわいのある場となるよう取り組んでいる稲毛海浜公園リニューアル事業、さらには、千葉駅北エリアの活性化を目指し、再整備を進めている千葉公園の芝庭などが、事例として挙げられます。

○議長（石川 弘君） 渡邊惟大議員。

○11番（渡邊惟大君） ありがとうございます。稲毛海浜公園や千葉公園の取組状況について伺えればと思います。

○議長（石川 弘君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 稲毛海浜公園リニューアル事業では、これまで民間事業者がグランピング施設の整備やプール改修、飲食提供などを実施しているとともに、花の美術館では、再開を目指した準備が進んでおります。

NPO団体と連携した車椅子やベビーカーで砂浜を利用できる、誰でもビーチ！や、ビーチでの音楽イベントの開催など、海辺のロケーションを生かした様々な活用も進み、新たなにぎわいが生まれております。

千葉公園の芝庭では、民間事業者により、カフェやベーカーリー、BMXやスケートボードが楽しめるパンプトラック、子どもを対象としたアートや工作の体験施設など、特色や魅力のある施設が整備され、芝生広場を活用したイベントも開催されるなど、多くの方々に楽しんでもいただいております。

今後も、民間のノウハウを活用し、市内の公園のさらなる魅力向上に取り組んでまいります。

○議長（石川 弘君） 渡邊惟大議員。

○11番（渡邊惟大君） ありがとうございます。引き続き官民連携の取組をしつつ公園の魅力向上に引き続き取り組んでいただければと思います。

では最後に、ユニバーサルツーリズムについてです。

観光庁によると、ユニバーサルツーリズムとは、高齢や障害等の有無に関わらず、全ての人が安心して楽しめる旅行を指します。

行政民間問わず、全国的に様々な取組がなされております。

スライドを御覧ください。先ほどの稲毛海浜公園、千葉公園も写真の例をちょっと視察した際の写真であります。このような形で今取組をなされております。

では次にユニバーサルツーリズムの一例についてのスライドを御覧ください。ではこのような様々な地域でも取組が行われているわけですが、ユニバーサルツーリズムについての千葉市

の見解について教えていただければと思います。

○議長（石川 弘君） 経済農政局長。

○経済農政局長（藤代真史君） 高齢や障害などの有無に関わらず、全ての人が安心して市内周遊や観光を楽しむことができるよう、観光施策を推進していくことは、需要の喚起とかいう観点も含め、重要であると考えております。

先ほどの都市局長の答弁にもございましたように、本市では、千葉市バリアフリーマスタープランを推進する中で、公共施設への対応だけではなく、宿泊・集客施設や交通機関を含みます民間事業者とも連携いたし、移動に際してのバリアフリー化に取り組んできているところであり、このことは本市のユニバーサルツーリズムの推進にも資するものであると考えております。

また、こうした取組の推進とあわせまして、インバウンドを本市へと誘引するための多言語化など、来葉される外国人旅行者の多様なニーズへの対応なども強く求められているものと考えております。

本市、そして民間事業者ともに意識の変革の部分も含めまして、オリンピック・パラリンピック開催都市としての経験も活かしながら、今後の本市におけるユニバーサルツーリズムをどう進めていくのか、検討を行ってまいります。

○議長（石川 弘君） 渡邊惟大議員。

○11番（渡邊惟大君） 御答弁ありがとうございます。見解についてわかりました。

事例を挙げると、例えば、三重県伊勢では、20年以上前から伊勢志摩バリアフリースターセンターが活動しており、以前私も伺いましたが、バリアフリーマップの提供や障害に応じた宿泊者紹介、市民団体と協力して伊勢神宮参拝のサポートなどを実施しております。また三重県としても、平成25年に日本一のバリアフリー観光県推進宣言をし、バリアフリー観光ガイドブックみえバリを発刊しました。

また、兵庫県や長野県も県を挙げて取り組んでいます。また、大阪市でも、ユニバーサルツーリズム情報サイトを作って様々な情報を提供しております。

千葉県もバリアフリー観光施設情報というものをしていますが、まだ不十分なところもあります。千葉市がカバーしていくことが求められていると思います。

現在千葉市において、インバウンド需要の回復が課題であると聞いておりますが、ユニバーサルツーリズムが貢献できることは少なくないと思います。

例えば、千葉市が障害者や高齢者が滞在しやすい街になれば、障害者や高齢者の外国人観光者が千葉市を拠点に関東を旅行するかもしれません。またその際には、介助者や家族も一緒に滞在することが考えられ、旅の拠点になれば長期間の滞在も期待できます。単身の旅行者を呼び込むよりも効率的かもしれません。市内の宿泊施設のバリアフリー客室の有無の調査や情報提供などできることから、取り組んでいただくことを提案させていただきます。

様々な項目を質問させていただきましたが、御丁寧な答弁ありがとうございます。取組の方もよろしくお願いいたします。

以上で、一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（石川 弘君） 渡邊惟大議員の一般質問を終わります。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午 前 11 時 56 分 休 憩

午 後 1 時 0 分 開 議

○議長（石川 弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。7番・黒澤和泉議員。

〔7番・黒澤和泉君 登壇、拍手〕

○7番（黒澤和泉君） 皆さんこんにちは。無所属の黒澤和泉です。

通告に従い、一般質問を行います。

まずは、千葉国際芸術祭についてです。

本年、千葉市で千葉国際芸術祭2025が開催され、多様なアートプロジェクトが実施されます。

また、ロゴマークはこの「ち」のデザインが採用されました。かわいいですね。千葉市の「ち」であり、市民の小さな気づきや創造性が町に広がることを表現しています。この芸術祭が鑑賞型イベントにとどまらず、市民が主体的に関わり、創作を通じてまちづくりや交流を生む場となることを期待しています。

そこで伺います。

初めに、千葉国際芸術祭はいつ、どこで開催されるのでしょうか。

2つ目に、市としてこの芸術祭の目指す姿はどのようなものなのでしょうか。

また、今回の芸術祭は市民参加型の芸術祭であると聞いています。

そこでお伺いします。

市民が参加できる仕組みについてお聞かせください。

最後に、本会期前に開催されたプレイベントについて、これまでのイベントとその狙い、また、参加者の反応についてお聞かせください。

次に、聴覚障害についてです。

先日、地域の方々が、耳が聞こえづらくなる前に情報交換をしようとサロンを立ち上げたと言いました。皆さんは聴力低下への不安を抱えつつも、情報収集や相談に限界を感じ、市の支援を求めています。視力が落ちれば眼科を受診しメガネを作る人が多い一方、聴力低下は「まあ大丈夫」と放置されがちです。また、歳だから仕方がないと納得してしまい、気付けば会話が難しくなり、社会とのつながりが減ることもあります。

聞こえづらさを放置すると、脳が音を言葉として認識する機能が衰え、リハビリが必要になる場合があります。さらに、社会的な活動の減少がフレイルや認知症につながる可能性も指摘されています。

そこで、聴覚障害に関する市の取組についてお聞きします。

難聴の早期発見を促すための取組を行っているか、また、今後具体的な施策を検討する考えはあるか。

高齢者の難聴対策として、これまでどのような施策を実施してきたのか。

難聴になっても生活の質を維持できることについて、市民にどのように周知しているのか、お聞かせください。

次に、高齢者の1人歩きについてです。

先日、地域の高齢者支援グループの方々から、外出した高齢者が道に迷い、家族と連絡が取れず、居場所がわからなくなることがあると言いました。外の空気を吸ったり、なじみの場所へ向かうつもりが、気づけば見知らぬ場所にたどり着き、帰れなくなるケースがあります。御

本人や探し続ける御家族の不安と負担は計り知れません。

特に夜間の外出では、家族は、いつ出ていくかわからないという緊張感から眠れず、睡眠不足や介護疲れで追い詰められることもあります。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、家族だけでなく地域全体での見守りが不可欠です。

そこで、まず現状と課題についてお聞きします。

市として、高齢者の行方不明について、どのような課題認識を持っているのか。

また、市内で発生した高齢者の行方不明事案の発生件数は、過去数年間どのように推移しているのか。そのうち、認知症が関連する事例はどの程度あるのか。

次に、行方がわからなくなった高齢者の発見経路について、どのような分析を行っているのか。

さらに、家族だけでは対応が難しい場合に、地域や行政としてどのような支援策があるのか。

そして、高齢者の見守り体制について、自治会や民生委員、あんしんケアセンターなどの関係機関との連携状況はどのようになっているのか。また、連携強化のための施策について、市の考えをお聞かせください。

次に、新湾岸道路についてです。

市民の意見を募るため、各地でオープンハウス形式の説明会やアンケートが実施されています。しかし、参加者からは、ルートや設計の詳細が示されず、何を基準に意見を言えばいいのかわからない、情報が不足しているとの声が寄せられています。

また、計画の実施による渋滞緩和の具体的な見通しが不明、費用負担や地域の環境・生活への影響が示されていないと、判断材料の不足に困惑する方も多いようです。

そこでお伺いします。

ルートや設計の詳細が明示されていない中、市民にどのような観点で意見を求めているのか、また、情報不足が市民の意見形成を妨げる可能性についてどのように考えているか、お聞かせください。

以上、御答弁よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（石川 弘君） 答弁願います。市民局長。

○市民局長（那須一恵君） 千葉国際芸術祭についてお答えします。

まず、開催の時期と場所についてですが、千葉国際芸術祭2025は、昨年度、今年度とプレ会期として取組、本年4月から12月が本会期となります。

芸術祭の会場は、総合ディレクターをはじめとするアーティストの視点から、地域の歴史・文化的背景や現場の状況などを丁寧にリサーチし、中央区市場町、花見川周辺、市動物公園など、市民の創造的活動の場として発展する可能性がある場所をアーツフィールドとして選定しております。具体的な会場としましては、例えば、市場町では地域の歴史を感じる飲食店の旧店舗や、花見川周辺では緑豊かな花見川と多くの市民の生活拠点であります、花見川団地などの活用を想定しております。

次に、市が目指す姿についてですが、千葉国際芸術祭2025は、市民参加型の芸術祭として、アートプロジェクトを通じ市民の創造性を高め、地域での新たなつながりを生み、地域の課題解決や長期的には市全体の活性化にもつなげていくことで、持続的な文化創造の礎となり、人づくり、まちづくり、未来づくりに寄与することを目指していこうとするものでございます。

次に、市民が参加できる仕組みについてですが、市民がアーティストとして参加できる取組

令和7年第1回定例会会議録第5号（2月25日）

として、ソーシャルダイブでは、市ゆかりのアーティストを公募するとともに、アートアンデパンダン展では、市民の誰もが作品を出展できる展覧会とする取組を進めております。

市民向けのプログラムといたしましては、子どもが建築模型を作る、わたしの千葉市！テーマパークの模型を作ろう！や、地域住民などが小船の旗つけなどの準備から航行本番までの過程に参加する、天馬船プロジェクトなど、アートプロジェクトのテーマや内容に応じた参加の場を設ける予定でございます。

ボランティアなどの参加方法につきましては、アートプロジェクトによって時期や内容が異なりますことから、公式サイトやSNSなどで、各プロジェクトごとに募集を行うことを考えております。

最後に、プレ会期の実施状況についてですが、本芸術祭では、プレ会期から本会期への連続性や発展性を持った展開とするため、プレ企画では、本会期のアートプロジェクトにつながる、導入としてのワークショップなどを行い、本芸術祭の特徴でもあります市民参加型を体験していただいております。

例えば、本市の魅力を建築模型で表現するワークショップ、わたしの千葉市！テーマパークの模型を作ろう！では、プレ会期で子どもたちが制作した作品とアーティストの作品を本会期で一堂に展示するため、市内小学校アフタースクールを中心に制作を進めてまいりました。

また、花見川で多数の小船航行を目指す、天馬船プロジェクトに向けた試走や、こども病院プロジェクトに向けた院内関係者を対象としたワークショップを行うなど、本会期の下地となるプロジェクトを進めているところでございます。

また、機運醸成の観点から、参加者の拡大と認知度向上を図るため、ワークショップの開催場所として、先月はイオンモール幕張新都心、今月は本庁舎での展示を行っております。ワークショップの参加者アンケートでは約9割の方から、千葉市はとても楽しいところだと思った、楽しかったからまた参加したいなどの高評価をいただいております。また、海外や千葉市ゆかりのアーティストが、制作、発表を行うソーシャルダイブの公募では、600件を超える応募をいただき、アーティストからの高い関心も得られているものと考えております。

以上でございます。

○議長（石川 弘君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（今泉雅子君） 初めに、聴覚障害についてお答えします。

まず、難聴の早期発見を促すための取組についてですが、難聴による認知機能や生活機能の低下を予防するためには、聴力の低下に早期に気づくこと、聞こえにくさの対策を行うことが重要となります。

現在、本市では、35歳以上の国民健康保険と後期高齢者医療被保険者の人間ドック受診費用の一部を助成しておりますが、その中で簡易的な聴力検査を実施しております。

今後の取組については、他自治体の状況などを参考に、引き続き研究してまいります。

次に、これまでの高齢者の難聴対策についてですが、各区健康課で実施している健康相談などにおいて、難聴傾向の高齢者を把握したり相談を受けた場合には、耳鼻咽喉科の受診を勧奨しております。

また、医師や言語聴覚士による講演会を実施しており、加齢に伴う耳の聞こえづらさなど、聴力の衰えに関するテーマを取り上げるなど、高齢者の難聴についての基本的な知識の普及啓発に努めております。

次に、難聴になっても生活の質を維持できることの市民への周知についてですが、市ホームページで、加齢に伴う難聴は誰にでも起こり得ること、症状が進行すると認知症やフレイルのリスクが高まる可能性があること、早期に補聴器を使用することで人とのコミュニケーションが活性化し、生活の質の向上につながることを周知しております。

また、難聴に対する不安を抱える方向けに、医師や言語聴覚士などによる講演会を開催し、適切な受診の重要性、補聴器の必要性和選び方などについてお答えしております。

次に、高齢者の1人歩きについてお答えします。

まず、高齢者の行方不明に関する課題認識についてですが、高齢者の増加に伴い、認知症高齢者も増加しております。認知症の人や家族の生活に支障が出ないように、地域における支援体制の充実が必要であると認識しております。

次に、高齢者の行方不明事案の発生件数と認知症の関連事例についてですが、本市では高齢者の行方不明事案の発生件数は把握しておりませんが、警察に保護された高齢者のうち、認知症など福祉的な対応が必要と思われる方で、家族が同意の上、本市に情報提供があった方の人数は、令和3年度356人、4年度326人、昨年度523人でした。

次に、行方がわからなくなった高齢者の発見経路についてですが、外出に気づいた家族や、届け出を受けた警察が探して発見するケースのほか、1人歩きしている高齢者を見かけた住民や、鉄道職員、小売店の従業員などが発見し、警察に連絡するケースも多くあります。

次に、家族だけでは対応が難しい場合の地域や行政の支援策についてですが、以前、本市ではGPSを活用し位置情報を家族が共有する事業を実施しておりましたが、平成30年度から、家族だけでなく、地域の中で活用できるよう、どこシル伝言板を導入しました。

どこシル伝言板は、地域の方が1人歩きしている認知症の方を見つけた場合に、本人の衣服などにつけたQRコードを使って家族に知らせることができる、地域で見守るためのシステムです。普段からできる家族の備えとして、どこシル伝言板の普及に努めております。

また、市内警察署、あんしんケアセンター、行政機関のネットワークを活用して、SNSによる行方不明者の情報を発信する、高齢者等行方不明SOSネットワーク事業を実施しております。

最後に、高齢者の見守り体制についてですが、地域では、あんしんケアセンターが主体となって、自治会や民生委員対象の認知症サポーター養成講座を積極的に開催しているほか、ケアマネージャー、認知症サポーター、警察官などと連携して、どこシル伝言板を活用した認知症の方への声かけ模擬訓練を行っております。

行方不明高齢者の早期発見、保護のため、今後も地域の関係機関と連携を強化するとともに、認知症に対する理解の促進やどこシル伝言板のさらなる周知、活用に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（石川 弘君） 建設局長。

○建設局長（山口浩正君） 新湾岸道路について、お答えします。

ルートや設計の詳細が明示されていない中、市民にどのような観点で意見を求めているのかのことですが、計画の具体化に当たりましては、より多くの地域の皆様に事業への御理解をいただくとともに、御意見を把握しながら進めていくことが重要と考えております。

このため、オープンハウス形式による個別説明会やアンケート調査などを通じ、まずは、千葉県湾岸地域が抱える交通課題や新湾岸道路の必要性などを御説明するとともに、地域の皆様

令和7年第1回定例会会議録第5号（2月25日）

から配慮すべき点や期待する点などの御意見を伺っているところです。

引き続き、国が行う計画検討の進捗に合わせ、丁寧な情報発信を行い、皆様からの御意見の把握に努めてまいります。以上でございます。

○議長（石川 弘君） 黒澤和泉議員。

○7番（黒澤和泉君） 御答弁ありがとうございます。今回の芸術祭は、単に素晴らしい作品を鑑賞するだけでなく、市民が主体的に創作活動に参加し、心の中にある風景や思いを表現する場であることが大きな魅力です。

実際に、私はプレイベント、私の千葉市！テーマパークの模型を作ろう！に参加しました。子どもたちが千葉市の魅力を模型で表現しながら、自分の住むまちへの愛着を深めていく様子を目の当たりにし、感動しました。また、親御さんたちも、自分自身でジオラマをすることで、創作の喜びを思い出し、楽しんでいる姿が印象的でした。

このワークショップを率いる栗原先生は、美術は思春期になると、自意識が芽生え、恥ずかしさや間違えることへの不安から離れてしまう人が多い。しかし、大人こそ自分の心を表現する場が必要であり、こうした機会にぜひ参加してほしいとおっしゃっていました。

また、プレイベント、まちばのまちばりでは、様々なテーマで服をリメイクするワークショップが開催され、異なる職業、年齢、性別の方々がともに創作を楽しんでいました。驚いたのは、多くの参加者がその場限りではなく、LINEグループなどを通じて交流を続けていることです。この芸術祭のテーマ、人をつなぐという理念が、実際に形になっていると実感しました。

さらに、地域リーダーズという、千葉市在住のクリエイターやプレイヤーによるチームが芸術祭の企画運営に参画しています。多様な専門性を持つメンバーが、地域の魅力を活かした独自のプロジェクトを展開し、市民が主体となって創造的な活動を行える環境を作っています。彼らが主導するイベントを通じて、地域のつながりがさらに広がり、参加者が次の創造の場へとつながっていく、そんな流れが生まれていきます。

こうした芸術を通じた継続的なつながりは、まちに温かい灯をともしていくものです。市民が関わり続けることで、人と人との関係が深まり、まち全体の活気や優しさが広がっていくのではないのでしょうか。

そこで、さらに以下の点についてお伺いします。

本会期のプログラム及びスケジュール、また、市内各所に設けられる会場を市民や来訪者がスムーズに訪れることができるような仕組みや工夫について。

また、今後どのように市民参加を促していくのかについて、お聞かせください。

次に、聴覚障害についてです。

先ほど、聴覚に関する講演会が実施されたとの答弁がありました。しかし、地域の方から、興味があり参加したかったが、申し込み当日午後に電話すると既に定員オーバーで参加できなかったとの声を伺いました。

そこでお伺いします。

難聴に関する講演会の今後の開催予定について、市民の関心が高いことを踏まえ、開催回数を増やす考えはあるのでしょうか。

また、市の取組として、健康相談での難聴傾向の高齢者への耳鼻科受診勧奨や、人間ドックでの簡易聴力検査が行われていることがわかりました。しかし、これだけでは対処法がわから

ず、補聴器の使用に至らず放置してしまう方が多いのが現状です。

以上を踏まえ、次の点について質問します。

視力が落ちたときにメガネを使うように、聴力が低下したときに市民が抵抗なく補聴器を使えるような啓発を行う考えはあるか。

市民の補聴器相談医や認定補聴器技能者の情報を、市民にわかりやすく周知しているか。また、周知を強化する考えはあるか。

補聴器購入費に係る医療費控除や助成制度の内容を、どのように周知しているか、また、わかりやすく周知を強化する考えはあるか。

次に、高齢者の1人歩きについてです。

先ほどの答弁から、家族だけでなく、あんしんケアセンターや関係機関、地域全体での見守りが重要であることが改めてわかりました。

市では、どこシル伝言板を導入し、認知症の方が行方不明になった際、地域の方が発見し家族へ連絡できる仕組みを整えています。みんなで見守る体制の一つとして良い取組ですが、まだまだ制度を知らない人が多いのが現状です。

そこで質問いたします。

市が提供しているどこシル伝言板について、利用状況や認知度はどのようになっているのか。また、今後の改善策について、市の考えをお聞かせください。

次に、新湾岸道路についてです。

御答弁では、市民への意見聴取の重要性や、オープンハウス形式での説明、アンケート調査の実施について述べられました。2回目の質問では、提供されている情報が意見表明に十分かどうか、改めて指摘させていただきます。

千葉国道事務所の資料には、湾岸地域の交通課題や新湾岸道路の必要性は説明されていますが、現在進められている対策については一切記載がありません。

対策の情報が示されなければ、なぜそれでは不十分で新湾岸道路が必要なのか、市民は適切に判断できません。既存の道路改良でどの程度渋滞が解消されるのか、その上でどの部分が解決できず新湾岸道路が必要なのか。議論を進めるには、まず現在の対策を市民に明示することが不可欠です。

そこでお伺いします。

新湾岸道路が完成するまでの間、渋滞解消のための対策、既存の道路改良などの強化について、具体的な計画はあるのか。

もう一つ重要なのは完成予定時期です。新湾岸道路は早くても完成まで20から30年かかると市長も度々言及しています。その頃には、社会や交通システムも大きく変化し、自動運転の普及や脱炭素社会の実現が進んでいる可能性が高いでしょう。

では、新湾岸道路はどのような未来の社会に対応するのか、どのような将来像を描き、どんな道路を目指すのか、そのビジョンが全く示されていません。これでは市民が意見を求められても、将来を見据えた判断をすることができません。

そこでお伺いします。

自動運転や脱炭素化社会といった未来の変化を踏まえた設計の検討状況について。また、こうした将来ビジョンを示した上で、市民意見を募るべきではないか、お聞かせください。

○議長（石川 弘君） 答弁願います。市民局長。

令和7年第1回定例会会議録第5号（2月25日）

○市民局長（那須一恵君） 2回目の御質問にお答えします。

千葉国際芸術祭についてお答えします。

まず、本会期でのプログラムやスケジュール、会場へスムーズに訪れる仕組みや工夫についてですが、わたしの千葉市！テーマパークの模型を作ろう！やアートアンデパンダン展、天馬船プロジェクト、ソーシャルダイブに加え、現在、様々なアートプロジェクトを検討しているところでございます。

これらの具体的な内容は、本年4月を目途に策定する実施計画書にて公表していく予定でございます。また、市民や来訪者がスムーズに訪れることができるよう、9月末から11月末を本会期のコア期間として設定するとともに、地図等を公式サイトなどの広報媒体に掲載するなど、同時期に多くのプロジェクトに皆様に触れていただけるよう工夫をしております。

最後に、今後の市民参加についてですが、より多くの市民の皆様に御参加いただくためには、コロナ禍後、本市で開催される第1回目としての芸術祭を広く知っていただくことが重要であると考えており、市政だよりをはじめ、芸術祭の公式サイトやSNS、デジタルサイネージ、ポスター、各会場でのPR等を通じ、市民の皆様の認知度の強化を図ってまいります。

また、プレ会期のワークショップなどの実績を活かして、各アートプロジェクトの魅力をより高めた本会期の企画を行い、市民に身近な場所で展開していくなど、多くの市民の皆様に御参加いただけるよう工夫をしております。

以上でございます。

○議長（石川 弘君） 保健福祉局長。**○保健福祉局長（今泉雅子君）** 初めに聴覚障害についてお答えします。

まず、難聴に関する講演会の今後の開催予定についてですが、加齢に伴う耳の聞こえづらさに関する講演会を、今年度は2区で実施しましたが、多くの市民の方に参加いただき、高評価をいただきました。

来年度は、全区で聞こえに関する講演会を実施する予定であり、オンデマンドによる配信などの実施方法についても検討しております。

次に、抵抗なく補聴器を使えるための啓発についてですが、補聴器が年齢を問わず生活を豊かにする機器であるという効果の面だけでなく、目立ちにくいタイプの製品もあることなどを市ホームページで写真やイラストを用いて紹介するなど、身近なものと感じられるような啓発について検討しております。

次に、補聴器相談員などの情報の周知についてですが、市ホームページにおいて、購入の際に専門医の診察を受けることや、購入後も細やかな調整を行える専門職のいる販売店に相談することを促すとともに、このような専門医、専門職が検索できるよう関係団体のホームページへのリンクを掲載しております。

こうした情報をより多くの方に、よりわかりやすく周知する方法について検討しております。

次に、医療費控除や助成制度の内容とその周知についてですが、医療費控除については、補聴器相談医が認定補聴器技能者のいる販売店あてに発行した診断書に基づいて購入した場合に受けることができ、市ホームページにおいて周知しております。

助成制度については、聴覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方に対して、障害者相談センターの判定に基づき、補聴器の購入費を助成しております。手帳交付時に窓口で個別に案内

するほか、障害者福祉をまとめた市民向けの冊子などで周知しております。

より広く周知できるよう、市ホームページや冊子の記載内容を充実するなど、効果的な周知に取り組んでまいります。

最後に、高齢者の1人歩きについてお答えします。

どこシル伝言板についてですが、認知症の方が行方不明になった際に、早期発見、保護できるよう、どこシル伝言板を活用しております。利用者は昨年12月末現在327人で、実際にどこシル伝言板がきっかけで発見された事例は、サービスを開始した平成30年度からの累計で27件となっております。

どこシル伝言板の認知度については、令和4年8月に実施したウェブアンケートで、認知症の人が安心して外出するために、市が行っているサービスであることを知っている方は、11%にとどまっております。

どこシル伝言板の利用には事前登録が必要であることから、認知症サポーター養成講座、郵便局へのチラシの配架、イベントの機会などを活用し、周知を進めておりますが、今後、町内自治会や公共交通事業者などへの周知も強化してまいります。

以上でございます。

○議長（石川 弘君） 建設局長。

○建設局長（山口浩正君） 新湾岸道路についてお答えします。

まず、新湾岸道路が完成するまでの間の渋滞解消に向けた計画についてですが、湾岸地域における渋滞解消などへの対策として、既存道路のリノベーションを行っていく必要があることから、国が国道357号の立体交差化や6車線化などの事業を行っているところです。

最後に、未来の変化を踏まえた設計の検討状況と将来ビジョンを示した上で、市民意見を募ることについてですが、現在行っているオープンハウス形式による個別説明会などでも紹介しておりますが、国からは、今後の高規格道路に求められる役割を十分に発揮させるため、自動物流道路など、将来の状況変化を踏まえた多様な価値を支える多機能空間の構築などもあわせて検討していくと伺っております。

今後も、国が行う計画検討の進捗に合わせ、丁寧に情報発信を行うとともに、皆様からの御意見の把握に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（石川 弘君） 黒澤和泉議員。

○7番（黒澤和泉君） 最後に、意見要望を述べさせていただきます。

まずは、千葉国際芸術祭についてです。

千葉国際芸術祭は、市民1人1人が主役となり、創造の喜びを分かち合う場です。芸術を通じて、新たなつながりが生まれ、それが街の活気や温かさにつながっていきます。

この芸術祭を通じて、自分も何か作ってみたい、誰かと一緒に創作を楽しみたい、そう思う人が1人でも増えたら、千葉市はもっと魅力的で、優しく住みやすいまちになっていくでしょう。

千葉市のまち全体を舞台に、市民1人1人がアーティストとなる、創造と交流の場、ぜひ多くの方にこの機会を知っていただき、鑑賞するだけでなく、ぜひ参加してみてくださいと呼びかけたいと思います。

次に、聴覚障害についてです。

令和7年第1回定例会会議録第5号（2月25日）

御答弁では、補聴器に関する啓発活動や専門家による情報提供の充実を検討されるとのことでした。そこで、具体的な施策を提案します。

先日、補聴器販売店で拝見した補聴器は、イヤホンのような充電式でスタイリッシュなデザインの製品が多くありました。こうした進化を市民に身近に感じてもらうため、広報活動を積極的に進めるべきです。例えば、健康イベントや講演会で補聴器を展示するコーナーを設置したり、認定補聴器技能者による無料相談会を促進すれば、正しい情報を得る機会が増えます。市の広報誌やSNSを活用し、補聴器は恥ずかしいものではないという意識改革キャンペーンの実施も検討してください。

また、難聴の早期発見と予防として、人間ドックの聴力検査受診者に結果をフィードバックし早期対応を促したり、自治体の健康診断に聴力測定を追加することを検討すべきです。

さらに、難聴に不安を抱える市民が気軽に相談できる場として、情報交換サロンや専門相談窓口を整備すれば、より多くの方が支援を受けやすくなります。講演会についても関心が高いと聞いていますので、抽選を避けるために開催回数を増やしたり、大規模会場で実施するなど、より多くの方が参加しやすい環境を整えてください。

こうした取組を進めれば、不安を払拭し、生き生きとした生活を送れるのではないのでしょうか。ぜひ、具体的な施策として実施をお願いいたします。

次に、高齢者の1人歩きについてです。

御答弁から、どこシル伝言板は有効な仕組みですが、改善の余地があると感じました。より多くの方に活用してもらうため、幾つかの工夫が必要です。

例えば、周知活動には、現在の郵便局やイベントに加え、町内会や鉄道・バス・タクシー事業者などの公共交通機関と連携し、バス停や駅のデジタルサイネージ、地域の掲示板を活用するなど、より多くの方が目にする機会を増やすべきです。

さらに、どこシル伝言板に欠かせないQRコードシールについて、目立ちすぎる、服に貼るのに抵抗があるという声があります。デザインの選択肢を増やしたり、認知度の高い赤いヘルプマークにQRコードを付ける方式を紹介することで、利用者の心理的ハードルを下げられるのではないのでしょうか。

また、行方不明情報の伝達には、防災無線が活用されていますが、音が聞き取りにくいという指摘があります。スマートフォンのプッシュ通知やLINE公式アカウント、地域の防災アプリを活用し、より多くの人に迅速かつわかりやすく情報を届ける方法も検討すべきです。

さらに、千葉市の各区で活動する認知症カフェと連携し、高齢者の1人歩きについて話し合う場を設けるほか、当事者以外にも、何が困りごとなのかを知ってもらう機会を作ってはいかがでしょうか。こうしたリアルな声を地域で共有できれば、より多くの助け合いが実践される環境が生まれるはずです。

見守りの輪を広げることは、高齢者のためだけではなく、道に迷った小さな子ども、突然の体調不良で動けなくなった人、誰もが人生のどこかで助けが必要になる瞬間があります。見守りの輪が地域に広がっていれば、困ったときはお互いに助け合える、そのような優しい社会を実現できます。

どこシル伝言板の活用促進を通じて、地域全体で支え合う文化の醸成、認知症カフェの活用などにより継続的に対話を進め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていただきたいと思います。

最後に、新湾岸道路についてです。

先ほどの答弁では、渋滞対策として、国道357号の立体交差化や6車線化が国によって進められていると述べられました。しかし、市民向け資料にはこれらの情報が記載されておらず、現在の対策でどこまで渋滞が解消されるのかを判断する材料がない状況です。

また、未来の都市構造に適用するための要素についても、ほとんど言及がありません。来月には、新東名高速道路で自動運転の実証実験が行われる予定です。こうした技術が本格導入されれば、渋滞解消の方法も大きく変わるはずです。

持続可能な都市づくりの観点はさらに重要です。新湾岸道路が完成する頃には、脱炭素社会の実現が進んでいる可能性が高く、それに適応した道路設計が求められます。例えば、電動車両専用レーンや再生可能エネルギーを活用した道路インフラの導入も検討すべき課題でしょう。

本計画の有識者会議でも、今の社会課題を解決するための道路ではなく、次世代に適応し、持続可能な都市づくりの一環とすべきとの意見が示されています。近年の都市計画では、道路沿いに緑地を設け、ヒートアイランド現象の抑制や水害対策、生態系保護を同時に実現するグリーンインフラの活用が進んでいます。しかし、本計画でグリーンインフラの活用や環境負荷低減をどのように取り入れるのかは不明です。

現段階で新湾岸道路の必要性を問うには、圧倒的に情報が不足しています。まずは現状の渋滞対策、未来の都市ビジョン、それを実現する具体的な方針を示すべきです。千葉市をどのような街にするのか、そのあるべき姿を示すことが先ではないでしょうか。

今回の一般質問では、千葉国際芸術祭、聴覚障害、高齢者の1人歩き、新湾岸道路について取り上げました。これらに共通するのは、市民の皆さんが主体的に関わることで、よりよいまちづくりが図れることです。その実現を、千葉市の発展と一緒に目指し、正確でわかりやすい情報の提供につとめ、いただいた声を受け止めながら丁寧に施策を進めていきましょう。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（石川 弘君） 黒澤和泉議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。24番・伊藤康平議員

〔24番・伊藤康平君 登壇、拍手〕

○24番（伊藤康平君） 公明党千葉市議会議員団の伊藤康平でございます。傍聴に来ていただいた皆様お忙しい中、大変にありがとうございます。一般質問も私で最後になりますので、どうぞ最後まで聞いていただければと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

初めに、循環経済構築に向けたプラスチックごみ再資源化について伺います。

近年、大量生産、大量消費、大量廃棄という一方通行型経済、リニアエコノミーの社会構造から、資源を循環させる経済構造に転換させようとする、循環経済、サーキュラーエコノミーの取組が民間企業、団体等が中心となり進められております。

循環経済の構築は、従来の環境と経済が両立した社会を形成していくための廃棄物の排出抑制、リデュース、リユース、リサイクルの3つの頭文字を取った3Rの取組に加え、資源投入量や消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら付加価値を生み出す経済活動を指し、資源や製品の価値を最大化させつつ、資源消費を最小化し、廃棄物の発生を抑制するなどを指すものとされております。

本年2月に施行された「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」に

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第1回定例会会議録第5号（2月25日）

においては、脱炭素化と再生資源化の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、基本方針の策定や特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等を講じることなどが定められており、資源循環に向けた国、地方公共団体、廃棄物処分業者、事業者の責務規定が明確になりつつある中にあって、脱炭素先行地域に指定された本市として、積極的な施策展開が必要と考えます。

昨年年第1回定例会の我が会派の代表質疑において、循環経済を実施するためには、気候変動や資源の枯渇などの環境問題に的確に対応しつつ、環境、社会、経済の好循環を生み出し、持続可能な社会づくりに貢献する、新たなビジネスモデルを構築する必要があるとの答弁があり、本市が目指そうとする循環経済の理念には賛同できるところでもあります。

循環経済において、最優先課題とされるのがプラスチックの資源循環です。海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化への対応など、国においてもプラスチックの資源循環に対する重要性が高まりを見せており、2020年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、プラスチックのライフサイクル全般での3Rプラスチックリニューアブルによる資源循環の高度化に向けた環境整備が進められております。

本市においても、プラスチック資源の収集量や組成等を把握し、分別排出及び収集運搬方法等について検討することを目的に、プラスチック分別収集・再資源化モデル事業として、中央区仁戸名町松ヶ丘小学校区724世帯と美浜区幸町1丁目千葉ガーデンタウン1,343世帯を対象にモデル事業が実施されました。

一言に、プラスチックごみといっても、その種類は多く、容器包装や製品プラスチックなど多岐にわたり、分別排出ルールを定めることについても処理技術の高度化の状況を踏まえて検討する必要があるなど今回のモデル事業を全市展開するには周到な準備が必要であると考えております。

国は、再資源化の生産性の向上等による温室効果ガスの排出量の削減効果が高い資源循環の促進を図ることや高度化の促進など、経済の健全な発展なども目途に取組が進められてきています。

そこで、本市の再資源化並びに循環経済への対応についてお尋ねします。

1つに、循環経済について、民間事業者が行う先駆的な技術開発など積極的に支援していきたいなど、その取組に前向きな答弁がありましたが、その後の対応を伺うとともに国の動向をどのように捉えて推進されようとしているのか伺います。

2つに、プラスチック分別収集・再資源化モデル事業の結果の評価を伺うとともに、プラスチックの再資源化の施策展開をどのように進められようとしているのかお示してください。

次に、障害者施設等处遇改善について伺います。

障害者施設等の職員の処遇改善が2024年から見直しされました。

これは、国が3年ごとに行う障害福祉サービス等報酬改定によるもので、長年課題とされている福祉・介護職員の不足解消と重要性への社会的認識の高まりが背景にあります。

労働に見合ったとはいえない給与水準が直接処遇職員の不足原因の一つとされており、賃金アップにより人材確保と定着を図ることが、報酬改定の目的とも聞いております。

これまでの報酬改善加算の制度は複雑で、職員の処遇を改善するという目的は同じですが、複数の制度があり、それぞれの加算を取るために、事業所が整備すべき昇給・賃金体系や職場環境も異なるため、事務職を配置していない小規模の事業所にとっては、ハードルが高いと聞

いております。

現に、市内障害福祉サービス事業所では、処遇改善加算の申請や実施報告等の事務手続が複雑なため、申請を見送る事業所もあり、こうした現状を受けて、本市でも来年度の予算案に、国からの補助を受けて、市内障害福祉サービス事業所に対して、処遇改善加算の取得を支援するためのアドバイザー派遣事業が計上されております。

また、これまでも議会で取り上げてきましたが、医療的ケアを必要とする障害児が成長し、18歳で障害者になった途端、介護報酬が下がることへの対策が必要です。

重症心身障害児者の報酬基準において、医療的ケアを必要とする子どもが利用する放課後等デイサービス等では、その医療的ケアに係る特別な負担を評価する基本報酬が設けられている一方で、大人になって利用する生活介護では、医療的ケアに関わる特別な負担を評価する基本報酬は設けられておらず、各種加算はあるものの、原則として障害支援区分によって報酬が決まってくる仕組みとなっています。本来、知的障害や身体障害など、障害に応じて必要となるケアが異なるはずで、それを障害支援区分という一つの指標で評価すること自体、どうなのかというそもそもの疑問がありますが、それを差し置いても、18歳になった途端に、報酬が減ってしまうというのは問題です。

このため、大人の受入れが多くなると報酬が下がり、財政面で施設運営が厳しくなる現状にあります。

昨年の報酬改定において、若干の見直しは行われておりますが、いまだ子どもと大人との基本報酬に開きがあり、十分な改定とは言えないとの声も伺っております。

2012年に障害児に関する支援が児童福祉法に、障害者に関する支援は障害者総合支援法にそれぞれ一本化されました。子どもと大人が異なる法律に支援を受けることで、支援が途切れてしまうようなことがあってはならないと考えております。

放課後等デイサービスなどの児童の支援を行う事業者の中には、生活介護などの大人の支援を行う事業に参入することをためらう声もあると聞いております。本来は、子どもから大人までの一貫した支援がなされることが理想的だと考えております。

医療的ケアが必要な子どもたちは、医療の発展によって増えてきており、国の施策により、子どものサービスは増加しています。しかし、大人のサービスはまだ少数であり、限られたサービスをみんなで分け合っているという実態があります。

こうした制度のはざまにある医療的ケア者の支援を行う、障害福祉サービス事業所の運営を支援することは重要であり、本市としても明確な支援策を講じていくことが必要と考え伺います。

1つに、2024年に行われた報酬改定でどのような処遇改善が行われてきたのか、また当局の認識についてお聞かせください。

2つに、医療的ケア者に係る報酬改定について、当局の見解を伺います。

次に、ハラスメント対策について伺います。

職場におけるパワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどの様々なハラスメントは、働く人の能力を十分に発揮することを妨げることにつながり、また、個人の尊厳や人格を不当に傷つけるなど、人権に関わる許されない行為です。

さらに、職場秩序の乱れや業務への支障が生じることや人材の損失につながるほか、社会的評価に悪影響を与えかねない問題となりかねません。

令和7年第1回定例会会議録第5号（2月25日）

2019年、国において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が改正されるとともに、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律、労働施策総合推進法が改正され、職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主に義務付けられました。

併せて、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法においても、セクシャルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る規定が一部改正され、これまでの職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談したこと等を理由とする不利益取り扱いの禁止や国、事業主及び労働者の責務が明確化されるなど、防止対策の強化が図られたと聞いております。

特に、都道府県労働局における2020年6月の労働施策総合推進法施行後のパワーハラスメントの相談件数は1万8,000件とあり、いじめや嫌がらせの相談件数も2020年度には約8万件に上るなど対策の必要性が課題となると伺いました。

2023年に国が実施した、職場のハラスメントに関する実態調査では、過去3年以内にハラスメントの相談があったと回答した割合を見ると、パワハラが64.2%、セクハラ39.5%、顧客等からの著しい迷惑行為27.9%、妊娠・出産・育児休業等のハラスメント10.2%、介護休業等のハラスメント3.9%とあり、民間企業における現状が公表されております。

我々が職務する、地方公共団体において、総務省自治行政局では、社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会の議論を踏まえ、地方公共団体におけるカスタマーハラスメント対策について、副題として、各種ハラスメント対策の一環として、地方公務員のハラスメント対策に関する資料としてまとめられております。

ここでは、国における対策とあわせて地方公共団体におけるハラスメント対策も示されており、大きくセクシャルハラスメント対策、マタニティハラスメント対策、パワーハラスメント対策について、雇用管理上、講ずるべき措置義務の適用を受けるとされ、厚生労働大臣が定める指針として、事業主が講ずべき10項目の措置が示されております。

本指針の大項目として、1つに、事業主の方針の明確化及び周知啓発、2つに、相談、苦情を含むに応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、3つに、職場におけるハラスメントに係る事後の迅速かつ適正な対応、4つに、1から3までの措置と併せて講ずるべき措置とあり、地方公共団体への対応が求められております。

そこで、市役所内の取組について伺います。

1つに、職場におけるハラスメントの実態について。

2つに、国が示す事業主が講ずるべき措置についての対応について。

3つに、本市の対策が課題解決につながったのか、今後の取り組むべき課題も含めて見解を伺います。

最後に、美浜区の諸問題のうち高洲第一ショッピングセンターについて伺います。

1960年代前半、現在の海浜幕張駅から稲毛海岸に至る市街地一帯は海辺で、国道14号線付近の海岸線は、磯の松原と呼ばれた見事な景観であったと聞いております。

このような景観に優れた海岸線は、昭和の高度経済成長期における都市人口の急増に対応するため、1956年に首都圏整備法が制定され、無秩序な乱開発を防止することを目途に、1965年の同法改正とともに、千葉市が近郊整備地帯に指定され、海浜ニュータウンとしての基本構想が策定され、幕張地区を副都心とし、稲毛地区は商業施設、検見川地区には行政、大学などを

誘致するなど、その役割を明確に分けたコンセプトを持ち埋立てとともに開発され、新たな行政地として誕生したとも伺いました。

また、海浜ニュータウン内の住宅は千葉市、千葉県並びに都市整備公団、現在の都市再生機構などで1968年に事業が開始され、1973年に高洲地区と真砂地区から入居が開始されました。

また、ニュータウンの特徴として、学校や集積された地域医療機関や、徒歩圏内で買い物のできる商業施設として、近隣センターが整備され、高洲第一ショッピングセンターも高度成長期真っ只中の昭和48年3月に開業しております。

私が、議員として活動した2011年頃の高洲第一ショッピングセンターは、その名のとおり、スーパーや八百屋、お茶屋さんや文具、薬局、精肉店、酒屋、駄菓子屋、飲食店、衣服店などの小売店が出店しており、にぎわいがあったと記憶しております。

そのにぎわいを要した高洲第一ショッピングセンターも現在では、スーパーの撤退、小売店も閉店し、新たにNPO法人や福祉事業所が参入し、その他にも休憩室としての利用や空き店舗も複数ある現状です。

開業当初に比べて、人口減少や少子・高齢化に伴う近隣環境にも変化が見られ、近隣センターで商いをする困難さがうかがえる状況でもあります。

これまで生活拠点として重要な役割を担ってきた近隣センターは、現在も商業機能の再生を望む声が多く寄せられており、稲毛海岸駅周辺の商業施設まで買い物に出かけることが困難になりつつある高齢者の割合も多く、住民は距離的近接性をより重視し商業施設の再生を望んでおり、これまで高洲第一ショッピングセンター内への商業施設の誘致について強く求めてまいりました。

本年1月末に、市域に災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合に、市民生活に必要な物資の調達及び供給について円滑に実施するため、ディスカウントショップのダイレックス株式会社と、災害時等における物資の供給協力に関する協定を締結すると伺いました。

また、2026年12月に高洲第一ショッピングセンターへの出店が決定したとも聞いており、地域の生活拠点である近隣センターの再生に向けた取組が進められていることに一定の評価をします。

一方で、空き店舗が多く残ることは、出店する事業者の経営にも影響することにつながることから、地域課題やニーズに対応した店舗を誘致することで、地域価値の向上にも寄与すると考えております。

そこで、高洲第一ショッピングセンターの再生を願い伺います。

1つに、高洲第一ショッピングセンターの再生に向けた取組について。

2つに、新たなにぎわいを創出するため、空き店舗解消に向けた対策について見解を伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。御答弁よろしく願いをいたします。（拍手）

○議長（石川 弘君） 答弁願います。環境局長。

○環境局長（宮本寿正君） 循環経済構築に向けたプラスチックごみ再資源化についてお答えをいたします。

まず、循環経済について、その後の対応と、国の動向をどのように捉え、推進するかについてですが、現在、市内民間事業者による廃棄物ケミカル技術開発の実証実験のための施設整備が進められており、昨年2月に本市と当該事業者において締結した、廃棄物リサイクル技術を

令和7年第1回定例会会議録第5号（2月25日）

活用した循環型社会・脱炭素社会づくりに関する連携協定に基づき、来年度から実施する実証実験の際に必要な廃棄物を2,000トン程度提供するなど、積極的に支援してまいります。

また、国においては、環境、社会、経済の好循環を生み出し、持続可能な社会を実現することによる経済成長とサステナビリティ、ウェルビーイングを同時に実現する新しい成長を志向しており、循環経済への移行に際しては、製造業、小売業などのいわゆる動脈産業の取組と、廃棄物処理・リサイクル業などのいわゆる静脈産業の取組が有機的に連携することや、カーボンニュートラルなどの社会課題に対し、民間と行政の協調的な取組が重要になると考えております。

本市といたしましても、先端的な廃棄物処理技術の社会実装の推進、民間事業者のノウハウの活用や官民連携などに積極的に取り組むことにより、新しい成長をもたらす循環経済の構築に寄与してまいります。

最後に、プラスチック分別収集・再資源化モデル事業の評価と、再資源化の施策展開をどのように進めるかについてですが、町内自治会、管理組合の御協力の下、プラスチック一括収集を試行し、排出原単位等の基礎データを把握したほか、アンケート調査等により分別排出ルールに関する改善点や本格実施に対する市民意見を聴取するなど、モデル事業を通じて分別収集手法の有効性について確認することができたと考えております。

また、プラスチック資源のリサイクル手法等を検討するため、昨年度実施した、サウンディング型市場調査の結果を基に、現在、民間事業者から提案内容について意見聴取を実施し、再商品化ルートについての検討を進めております。

昨年10月には、千葉市廃棄物減量等推進審議会に、家庭系プラスチック資源の分別・再資源化施策についてを諮問し、継続的に審議が行われているところであり、答申後、事業計画案を精査し、全市展開に向けた実施体制を整えてまいります。

以上でございます。

○議長（石川 弘君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（今泉雅子君） 障害者施設等处遇改善についてお答えします。

まず、障害福祉サービス等報酬改定についてですが、人材確保やサービスの質の向上を図る観点から、経営実態を踏まえて、プラス1.12%の報酬改定が行われております。

職員の処遇改善については、算定要件が異なる3つの加算が一本化され、加算率が引き上げられるなど、職員の賃金のベースアップにつなげるための改定が行われたものと認識しております。

最後に、医療的ケア者に係る報酬改定についてですが、喀たん吸引や入浴の実施に係る加算が新設されるとともに、人員配置を手厚くした際の加算が拡充されたことについては、評価できるものの、一方で加算以外の基本報酬への反映はなかったことなどから、さらなる改善が必要と考えております。

以上でございます。

○議長（石川 弘君） 総務局長。

○総務局長（大野和広君） ハラスメント対策についてお答えします。

まず、職場におけるハラスメントの実態についてですが、ハラスメント相談窓口に寄せられた相談件数は、令和3年度は33件、4年度は54件、5年度は42件となっております。このうち、5年度の内訳はパワーハラスメントが38件、セクシャルハラスメントが3件、マタニティハラ

メントが1件であり、パワーハラスメントが最も多いという傾向が、近年続いております。

次に、国が示す事業主が講ずべき措置への対応についてですが、まず、ハラスメントに対する事業主の対応方針の明確化とその周知啓発の取組みとしては、セクハラ、マタハラ及びパワハラに関する要綱、指針を整備し、ハラスメントの防止対策や発生時の措置、対応について明確化するとともに、ハラスメントに関する事例集を作成、周知し、職員の正しい知識の習得や意識啓発に努めているところです。

また、相談など必要な体制整備につきましては、庁内に専用相談窓口を複数設置し、相談事案について相談者に寄り添い、適切に事実確認を行うなど、指針にそった組織的な対応を図っているところです。

職場におけるハラスメントは、個人の尊厳や人格を侵害する許されない行為であり、職員の心身に大きな負担を与えるだけでなく、職場全体の士気や業務効率にも悪影響を及ぼすものと考えており、良好な職場環境を確保するためにハラスメントの防止に努めているところでございます。

最後に、対策が課題解決につながったのか、今後の取り組むべき課題も含めた見解についてですが、要綱、指針の整備や相談窓口を通じた適切な対応を行うことで、相談のしやすさが向上し、事案の解決につなげていく体制は整ってきたと考えておりますが、相談件数は依然として減少していないことから、事後対応だけでなく、そもそもハラスメントが起きにくい、職場づくりを進める必要があると認識しております。

そのためには、職員全員がハラスメントに対する理解を深めるとともに、職場において、職員同士が何でも話し合い、相談しあえる関係性を構築することが重要です。職場で行ってはない具体的な事例のほか、お互いを尊重し合うコミュニケーションの手法も学べる研修を実施するとともに、普段から班会議や課内ミーティングを意識的に行うなど、コミュニケーションを活性化させる取組を進めてまいります。

今後も、ハラスメント対策を進めることで、職員一人ひとりが市職員として誇りを持ち、安心して生き生きと働き続けられる職場づくりを目指してまいります。

以上でございます。

○議長（石川 弘君） 経済農政局長。

○経済農政局長（藤代真史君） 高洲第一ショッピングセンターについてお答えをいたします。

まず、再生に向けた取組についてでございますが、令和4年のスーパー撤退後、後継テナントの誘致に取り組んでまいりましたが、現状の施設は、建物の老朽化が進んでいることに加えて、スーパーの入る店舗区画が狭いこと、駐車場が十分に確保できないことなどの課題があり、後継テナントが見つからない状況が続いておりました。

こうした施設の課題を解決するため、民間活力を導入した改築により施設をリニューアルすることとして、新規テナントの誘致を進め、複数の事業提案を検討いたしました結果、先月、全国で400店舗以上を展開いたします、ダイレックス株式会社と定期建物賃貸借契約が締結され、令和8年12月の新店舗オープンを目指して準備が進められているところでございます。

改築後の新店舗では、スーパーの売り場面積を拡大するとともに、駐車場台数を増やしますほか、青果、鮮魚、精肉の生鮮3品を始めとする食料品や医薬品等も含む生活必需品など、幅広い商品を取り扱う予定であり、地域における買い物環境の向上につながるものと考えております。

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第1回定例会会議録第5号（2月25日）

最後に、空き店舗解消についてでございますが、令和4年のスーパー撤退に加えまして、現在では、合計5区画が空きテナントとなっており、施設の機能低下が進んでいる状況でございます。

改築後の施設は2階建てとなり、1階全面が、ダイレックスの新店舗、2階にテナント2区画と千葉経済開発公社の事務室が入る予定となっており、2階のテナント2区画の誘致が叶い、入居者が決まれば、空き店舗は生じない見込みでございます。

なお、現在入居しておりますテナントにつきましては、高浜ショッピングセンターの2区画の空きテナントに移転し、高浜の空き店舗は解消する予定でございます。そのほかのテナントにつきましても、移転先を調整中であり、本年8月を目途に、順次移転を進める予定となっております。

以上でございます。

○議長（石川 弘君） 伊藤康平議員。

○24番（伊藤康平君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。

2回目は質問並びに所感と要望を行います。

初めに、循環経済構築に向けたプラスチックごみ再資源化について伺います。

令和6年8月に第5次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されており、循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決につながるもので、国家戦略として取り組むべき重要な政策課題とされております。

また、循環経済への移行は国家戦略として位置付けた上で、重要な方向性として、循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり、資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環、多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現、資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行などが示されております。

また、経済産業省では、2023年3月に策定した、成長志向型の資源自律経済戦略を踏まえて、循環経済の実現のため、産官学のパートナーシップに参画する会員を募集するなど、資源の効率的、循環的な利用と付加価値の最大化を図るため、循環経済への移行が喫緊の課題と捉えて、取組が進められております。

本市では、プラスチックの再資源化の計画を進めており、併用する施策や次なる施策を検討していく際には、国が推進する循環経済への道筋や将来像を踏まえて本市の戦略を練り上げていくことが重要と考えております。

そこで伺います。

1つに、産官学の関係主体が有機的な連携を図ることが、循環経済構築に必要と考えますが、どのようにお考えなのか教えていただければと思います。

2つに、地方創生の観点から本市の経済圏域において好循環を生み出すため、政策的な企業の立地を進めることについての見解をお示してください。

次に、障害者施設等处遇改善について伺います。

さきほど、2024年度の報酬改定では、福祉・介護職員等处遇改善加算の簡素化や加算率の引き上げ等を行われたが、医療的ケア者の支援に関する報酬改定については、さらなる改善が必要と考えている答弁がありました。

この認識については、私も同意するところであり、今回の報酬改定によって、医療的ケア者の支援を行う事業所の運営状況が改善するのか、十分注視していく必要があると考えております。

厚生労働省は、2024年6月からの処遇改善加算の改定に先立ち、その直前の2月から5月までの4か月間についても、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金として、福祉・介護職員の収入を一時的に底上げする措置を講じております。これは、福祉・介護職員の給料の約2%に当たる、月額平均で6,000円程度を支給するもので、6月から介護職員等処遇改善加算でも、この交付金を引き継ぐかたちで、2%以上のベースアップにつながるよう措置されていると聞いております。

しかし、この報酬改定では、現在も続いている物価上昇に十分に対応できてはおりません。昨今の物価高騰の現状を鑑みると、物品や食料品、ガソリン代など、あらゆる物が高騰しており、事業所の経営ならび介護従事者の生活は厳しさが増すばかりと推察いたします。

国の資料をみると、障害福祉サービスと障害児サービスの利用者は、2021年4月から6月の平均と2024年7月から9月の平均値を比べると約3年間で、障害児が約16万2,000人増加し、障害者は、約12万9,000人増えております。

また、国の障害福祉サービス等予算は、制度開始後の2007年度から2024年度までで、約4倍に増加するなど、総費用額は増加しつづけております。直近の2023年度から2024年度の1年間だけでも、障害者サービスで6.2%、障害児サービスで4.6%、全体で5.9%増えており、1人当たり費用月額においても、増加傾向にあるとされております。

障害福祉の現場では、利用者の増加とは逆に、介護・福祉従事者の確保が追いつかない現状とも言われており、その結果、サービス提供が困難になるケースも伺っております。

また、物価高騰や利用者ニーズの高まりなどを受け、事業所の費用負担が増加し、経営が厳しくなっていることや、障害福祉分野の有効求人倍率は、他の業種よりも高く、慢性的な人手不足が続いているとも聞いております。

人口減少社会は、現役世代の減少もつながり、福祉人材の確保はますます厳しさを迎えてまいります。

社会福祉の重要性が高まる中であって、障害者本人、その家族が安心して社会生活を送るためにも障害福祉サービス事業所の経営の安定化は必要であり、本市における支援の充実を願い伺います。

1つに、国の補正予算で、障害福祉サービス事業所等に対する処遇改善が行われると聞いておりますが、その内容について伺います。

2つに、これまで、重症心身障害者や医療的ケア者に対する本市独自加算を求めてまいりましたが、その対応について見解をお示し下さい。

次に、ハラスメント対策についてと美浜区地域の諸問題については所感も含めて要望いたします。

初めに、ハラスメント対策についてです。

国の調査では、地方公共団体における各種ハラスメント防止のための措置が、本市も同様に20指定都市全てに整っているとまとめられております。

また、それぞれのハラスメントに対する実施状況についても、措置済みとの回答がされておりました。

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第1回定例会会議録第5号（2月25日）

一方で、抑制効果が感じられた取組や早期発見につながる取組として、最も多いものが研修の実施とされ、次いで、マニュアルやハンドブック等の作成、活用が挙げられております。トップセールスメッセージの発信や懲戒処分基準、過去の事例等の周知に至っては、どの指定都市も実施されていない調査結果となっております。

先ほどの答弁では、ハラスメント相談窓口に寄せられた相談は、過去3年間で、累計129件あり、その中でもっとも多いものがパワーハラスメントとありました。

そもそも、パワーハラスメントは、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害される行為を指します。

一方、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、パワーハラスメントには該当しないとあり、客観的、業務上必要かつ相当な範囲、適正な業務指示や指導をどのように解釈し実行すべきか、判断に迷うことも多いのではないかと思います。

国における法整備や本市における対策は、必要であると同時に、相手に対する敬意や尊敬の心がなければ、業務指示や指導も逆効果になってしまうと考えます。

ハラスメントを受けた当事者は、働く環境が安全ではないことや、信頼を寄せるに値しないと判断した時、全ての人が備え持つ自己防衛本能がはたらき、言動や振る舞いに表れてくるのではないのでしょうか。

また、その背景にあるものを理解せず、異端視すれば、当事者は、孤独と孤立を余儀なくされてしまいます。

人権は全ての人に平等であり、人格の否定や狡猾な対応こそ異端視すべきことであって、その言動や行動に異を唱えられる職場こそ、俗に言う、風通しの良い環境と言うのではないかと思います。

さらに、被害を受けた当事者は、人としての尊厳を傷つけられ、生きる上で最も大切な気力を奪われてしまうことも忘れてはいけないと感じております。

答弁にある、相談件数は決して少ないとは言えず、職場の安全と職員間の信頼を作るために、対話と激励をしっかり行うことが大切と考えます。

本市の、職場のパワーハラスメント防止の手引きなど、策定から更新がなされていないなど見受けられますので、適宜改正をし運用されることを求めます。

また、条例制定は、人を縛るものにもつながりますので、答弁にあるコミュニケーション等の各種研修を繰り返し実施しつつ、職員をはじめ議員も含めてリスペクトしあえる環境を望みます。

最後に、美浜区の諸問題のうち高洲第一ショッピングセンターについてです。

美浜区の地域カルテによると、高洲地区の高齢者率は、最も低い高洲4丁目で23.4%、最も高い高洲2丁目では、33.7%と年々増加傾向にあります。

また、一人暮らし高齢者の数も、美浜区内で最も多い幸町2丁目の647人に次いで、高洲2丁目は492人おり、平均世帯人数は、1.8人と美浜区内の他の地域に比べて低い統計となっております。

2015年、内閣府が発表した高齢者の日常生活に関する意識調査では、同居人がいない単身世帯では、数百メートルの歩行が困難と回答した高齢者は約2割いるとされ、今後の高齢化と地域の過疎化などが進むにつれ、中距離移動が困難と感じる高齢者の割合も増加すると感じてお

ります。

2022年、これまで地域の生活拠点であった高洲第一ショッピングセンターのスーパーの撤退は、高齢者の日常生活を脅かすことにつながり、また、買い物困難度が高齢者の生活満足度を低下させる要因ともなり、先ほどの答弁にもあるとおり、これまで当局に強く求めてきたスーパーの誘致が行われることに対して高く評価をするところでございます。

今後、民間活力を導入した改築も行われるとのことですが、買い物は高齢者に限らず、子育て世代も週に1回以上はスーパーで買い物をすると統計もあると聞いております。

ベビーカーがとおりやすい通路の確保や、急なおむつ替えにも対応できる、多機能トイレや授乳スペースの確保など、利用者に寄り添った施設となることを望みます。

以上で、2回目の質問を終わります。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（石川 弘君） 答弁願います。環境局長。

○環境局長（宮本寿正君） 2回目の御質問にお答えをいたします。

循環経済構築に向けたプラスチックごみ再資源化についてお答えをいたします。

まず、産官学の有機的な連携についてですが、循環経済の実現に当たりましては、資源循環による持続可能な経済の仕組みの構築と事業収益を両立させる新しいビジネスモデルの構築が必要であり、最新技術の研究開発の成果を取り入れることや、これまでの役割分担にとらわれず産官学の関係主体が協調していく領域を広げることで、新しい成長につながる事業を創出していくことが可能になると考えております。

新規の環境政策の立案に当たりましては、本市から民間事業者へのアプローチを行うほか、コネクテッドセンターちばにおける民間提案等を受けて様々な事業について検討を行ってきたところですが、より高い波及効果を生み、地域経済の好循環につなげていけるよう、民間企業や大学といったステークホルダーの保有する知見を共有し、関係者との意見交換等を積極的に行うなど、産官学の連携の充実強化に努めてまいります。

最後に、政策的な企業の立地を進めることについてですが、焼却ごみ3分の1削減への取組の一環として、木質バイオマスの再資源化を進めるため、剪定枝等の破碎事業を行う事業者の市内立地を促進し、家庭系剪定枝等の分別収集の実施につなげたほか、令和4年には、当該施設で生産される破碎チップを原料として、より付加価値の高い燃料チップを製造する施設の立地も実現しており、これらの民間施設を本市におけるバイオマスの地域循環拠点として位置づけております。

循環経済の実現にあたり、地域に密着した資源循環の取組は、地域活性化の観点で重要であることから、脱炭素化や資源循環の高度化などの環境行政の政策課題を解決し、経済圏における好循環の起点となるような企業の立地を進めるとともに、環境に関する高度なノウハウを活かした新たな業務展開を促すことにより、循環経済活動を支える基盤となるレジリエントな循環システムの構築に進めてまいります。

以上でございます。

○議長（石川 弘君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（今泉雅子君） 障害者施設等处遇改善についてお答えします。

まず、国の補正予算における処遇改善についてですが、国の社会保障審議会障害部会の資料によると、福祉・介護職員1人当たり5万4,000円に相当する額を人件費等に充てるため、各事業所に交付する事業を行うこととされております。

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第1回定例会会議録第5号（2月25日）

この事業は都道府県が実施する事業であり、千葉県においても県の第1回定例会において補正予算案として計上されており、市内事業所への支払いは、県から直接行われるものと聞いております。

なお、現時点では県から事業の詳細が示されていないことから、今後、県からの情報を注視してまいります。

最後に、重症心身障害者や医療的ケア者に対する市独自加算についてですが、障害者団体や障害福祉サービス事業所からも要望が寄せられており、支援の必要性は認識しているところです。

障害福祉サービスの報酬水準・加算については、一義的には国において全国一律に対応すべきであることから、これまでも国に対し重症心身障害者を支援する現場の負担を評価した基本報酬区分の創設等を要望してきております。引き続き、要望を続けながら、本市としての支援の在り方について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（石川 弘君） 伊藤康平議員。

○24番（伊藤 康平君） 御答弁ありがとうございます。

3回目は、所感並び要望を行います。

初めに、循環経済構築に向けたプラスチックごみ再資源化についてです。

循環経済への移行は、気候変動問題や天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の破壊など、様々な環境問題にも密接に関係していきます。

資源エネルギーや食糧需要などの増大、廃棄物発生量の増加が深刻化する中であって、持続可能な形で資源を利用する循環経済への移行は急務と言えます。

これまで、循環型社会形成推進に関する各種制度の下、本市においても3R及び循環経済の取組が少なからず進められてきたことは承知しております。

我が会派としても、木質バイオマスの資源化をはじめ、下水道汚泥の有効活用を強く推進することを求め、現在その取組が具体的に進められていることについて評価するところです。

本市では、プラスチックの再資源化に向けた取組を進められようとしております。

御承知のとおり、容器包装を含む使い捨てプラスチックごみは、海洋プラスチックごみとして、その対応が求められております。

プラスチックの原料である原油を採掘してから、廃棄物を処理するまでの過程で、大量のCO₂を発生させます。

世界の原油の使用量全体にプラスチックが占める割合は、2050年には20%に達するとも聞いており、このままの状態で使用し廃棄し続ければ、決して遠い将来とは言えない未来は、さらに地球温暖化を加速させることを意味します。

地球温暖化を抑制するアプローチの一つとして、化石燃料による新規生産を抑制し、容器包装を長期使用するリユース、リサイクルが可能な設計を確立させ、廃棄物を適正に回収し、資源として再活用する仕組みを構築することが必要と考えます。

また、循環経済のコンセプトとして、2025年に関する問題解決を包括的に推進するために設定したニュープラスチックエコノミー・グローバルコミットメントには、各国政府が世界のプラスチック容器包装生産量の2割を占める250社以上の企業が参画しているとも聞いており、本市の政策に賛同し、意欲的な企業の誘致を進めることが重要と考えます。

また、プラスチックの再資源化には、市民の協力をはじめ、回収事業者への支援が必要です。課題を一つひとつ明確にし、プラスチック再資源化の取組が、本市経済圏域における好循環を生み出す施策の展開を望みます。

最後に、障害者施設等处遇改善についてです。

国の補正予算における処遇改善について、都道府県が実施する事業であることは理解しました。

また、今回お聞きした国補正予算による臨時的な処遇改善のほかに、通常の報酬の中で既に実施されている処遇改善加算についても要件の弾力化がなされていると聞いております。都道府県、指定都市、中核市宛に、国から、令和7年2月14日付で発出された、令和7年度の福祉・介護職員等処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書の提出期限についての事務連絡には、令和7年度における福祉・介護職員等処遇改善加算について、本年1月30日に開催された、支援部会において、介護分野と同様に要件の弾力化を検討するもので、見直し後の様式等については、2月中をめどにお知らせする予定とあり、要件弾力化の周知期間等を考慮し、計画書の提出について、令和7年4月及び5月分を算定する場合は、同年4月15日までに行うこととする予定とありました。これら処遇改善に関する様々な取組については、千葉県にも事業内容をしっかり確認し、市内事業所の申請漏れがないよう周知することや、本市の来年度予算案に計上されている、市内障害福祉サービス事業所に対し、処遇改善加算の取得を支援するためのアドバイザー派遣事業についても早急に取り組まれることを求めています。

さらに、重度心身障害者や医療的ケア者に対する市独自加算について、全国一律に対応すべきとのことですが、大人の受入れが多くなれば、その分、報酬水準や加算は下がり、事業所の経営は厳しくなります。

経営が厳しくなり、大人の受入れが困難になった場合、本市の桜木園が対応するのであれば別ですが、現実的ではないことも理解しております。

国への要望は当然のことながら、事業所の現状をしっかりと把握して、国の改正が整うまでの間、時限措置として本市独自加算を強く求め、一般質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（石川 弘君） 伊藤康平議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会の一般質問を終わります。

本日の日程は以上で終了いたしました。

明日は、午前10時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会といたします。御苦労さまでした。

午 後 2 時 28 分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

千葉県議会議長 石 川 弘

千葉県議会議員 安 喰 初 美

千葉県議会議員 柊 澤 洋 平